

官報

号外

昭和四十八年九月二十五日

○第七十二回 参議院會議録第三十九号

昭和四十八年九月二十五日(火曜日)

午前十時三十分開議

○議事日程 第四十三号

昭和四十八年九月二十五日

午前十時開議

第一 国立学校設置法等の一部を改正する法律

案(内閣提出、衆議院送付)(前会の続)

第二 特定市街化区域農地の固定資産税の課税

の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法案

(内閣提出、衆議院送付)

第三 公書健康被害補償法案(内閣提出、衆議

院送付)

第四 瀬戸内海環境保全臨時措置法案(衆議院

提出)

○本日の会議に付した案件

一、日程第一

一、内閣総理大臣田中角榮君問責決議案(加瀬

完君外三名発議)(委員会審査省略要求事件)

を日程に追加して議題とするこの動議(山

崎昇君外三名提出)

一、北方領土の返還に関する決議案(星野重次

君外七名発議)(委員会審査省略要求事件)

○議長(河野謙三君) これより会議を開きます。

日程第一 国立学校設置法等の一部を改正する

法律案(内閣提出、衆議院送付)(前会の続)を議題

といたします。

内閣総理大臣から、昨日留保されました安永英

雄君に対する答弁があります。田中内閣総理大臣

臣。

〔國務大臣田中角榮君登壇、拍手〕

○國務大臣(田中角榮君) 本件事件につきまして

は、東京のある私立探偵社が、本年の七月中旬ご

ろ、ある人に頼まれて金大中氏の所在確認につと

めたが、所在がわからないまま七月末に契約を解

除をされました。その後、金大中事件発生後、警

察にこの事実を通報し、協力したという話を聞いて

おります。その私立探偵社を経営している人が

元自衛隊員であり、また、すでに六月下旬に辞表

を提出し、やめる前の休暇期間中の自衛隊員が手

伝いをしたという話であります。この人は八月

一日に自衛隊から退職が発令されております。

なお、残余の問題等につきましては、御質問に

お答えをいたしたいと存じます。(拍手)

○議長(河野謙三君) 安永英雄君。

〔安永英雄君登壇、拍手〕

○安永英雄君 たいだいま総理から非常に簡単な答

弁がありました。金大中事件は全世界の注視を

浴び、日本政府の出入を見守る中で、いま、金大

中事件の発生前に、警視庁特捜本部が実行グルー

プの容疑者として割り出した韓国大使館の金東雲

一等書記官が使っていた金大中氏監視グループの

中に、現職の自衛隊員がいたという事態が明らか

になりました。ただ、答弁はそのことだけであり

ます。しかし、この国会において、このことが正

式に明らかになったわけであります。

そこで、数点について質問をいたします。

まず第一に、金大中氏事件は、これまで韓国側

からの日本に対する明らかな主権侵犯という立場

で追及されてまいったのであります。捜査も、外

交ルート上の折衝も、すべてそうでありました。今

日、正規の自衛隊員が金大中事件に加担したこと

が明らかになったのであります。主権侵害する

活動に参加をしたということになります。主権侵

害の立論も、違った角度から見直さなければなら

なくなつたと思ふのであります。すなわち、両国

政府の故意または故意によらざる共同正犯か、少

なくとも、日本は加担していた疑いが当然出てく

るのであります。この点を明確にしなければなり

ません。総理はどのように考えられますか、疑い

はどう解明されますか、お伺いいたしたいと思ふ

のであります。

さらに、政府は金東雲書記官の出頭要求に踏み

切つたにもかかわらず、田中総理はじめ政府首脳

は、外政権に出頭を拒否され、さらに、金書記官

は犯人でないと一方的に回答されると、にわか

に弱腰になり、日本の主権が侵されたかどうかとい

う重大な問題について、きわめてあいまいな態度

に終始したしておるのであります。この自衛隊員

の金大中事件加担の事実で、政府の現状の態度が衰

づけされたのではないかと思ふのであります。政

府は、この事実を早くから知っておつたのではな

いか。どうですか。また、自衛隊事件が表に出た

今日、金東雲一等書記官に対する容疑は明白に立

証されたのであります。同氏の出頭を拒否され

ている段階で、韓国に対する出頭要求の政府の態

度はどうなるのか。変わるのか、変わらないの

か、総理の見解をお伺いいたしたいと思ふのであ

ります。

次に、差し迫つた国連総会では、当然朝鮮問題

が大きな焦点になるであります。政府は、朝

鮮民族が一致して強く望んでいる平和統一の妨げ

になる南北朝鮮の同時加盟の動きに、絶対に加担

してはならないのであります。九月十日、本院に

おいて、わが党の田議員の質問に答え、総理は

「政府としては、朝鮮半島における平和と安

全が確保され、平和的統一が一日も早く実現され

ることを願っております」「右実現に至る過程に

おける措置として、南北両朝鮮が国連に加盟する

のであれば、国連の普遍性を高める見地からも

「けつこう」である旨の答弁があつております。伝

え聞くとところによりまして、積極的に同時加盟の

促進に当たり、国連における根回り役として動い

ているやに聞いております。この自衛隊事件は、

政府が南北朝鮮同時加盟に加担する意思表示をす

る資格は全くなつたと判断するのであります。す

が、南北朝鮮の国連加盟に対する態度を変える考

えはないか、総理の答弁を求めるものでありま

す。

さらに、二十三日、大平外務大臣は国連へ出発

しましたが、彼は自衛隊事件を知っておるのかど

うか。知っているとしたら、同時加盟問題に關す

る指示をどう与えたのか。現地では南北朝鮮同時

加盟促進の動きをやつてゐることは事実でありま

して、二十四日には金韓国外相と会談をしており

ますが、その内容はどうか。明らかに金大中事件

の事件後収拾の見通しをつける、国連同時加盟の

問題についても話し合ひ、こういう報道があるわ

けであります。この内容についてお知らせを願

いたいと思ふのであります。

次に、防衛庁長官にお伺いいたします。

まず、自衛隊員が本来の任務を逸脱して、金書記

官に頼まれた興信所所長の命令で、七月二十六日

から二十九日まで、金大中氏のいる原田マンショ

ン張り込み監視、そして先月一日付で退職をして

おる。こういうことであります。かかる行為を

したことは、自衛隊法に照らし、職務専念の義務

を怠つて、これは重大であります。しかも、日本

の主権が侵害されたという、日本外交史上ゆゆし

い問題であり、国際的にも国内的にも重大な関心

事である。場合によつては、外交、経済の断交の

危機までやらんでいけるこの事態に、現職の自衛隊員が加担してはならない、さらに重大でありま

す。防衛庁長官の責任は免れないものでありま

す。この事態をどのように認識され、いかなる考

えか、承りたいと思ふのであります。なおまた、

本件の自衛隊員の処置はどのようになるのか、お

伺いしたいと思ひます。

さらに、この隊員は、陸上自衛隊東部方面總監

部調査隊の二等陸曹であります。この防衛庁調

査隊の任務は、隊員の素行や思想を調査すること

や、対共産圏の治安情報の収集に当たっている

というのを聞きますが、この実態を明らかにして

もらいたい。正確な任務、指揮命令系統、正確な

人数、配属の状況を特に示されたい。さらに、調

査学校はどこにあるのか。そうしてどこで何を訓

練し、教育をしておられるのか。また、この防衛庁調

査隊と、韓国CIA、米国CIAとの関係が非常に

深いというがどうか。この点について詳細にお

伺いしたいと思ふのであります。

本件の調査を依頼されたという飯田橋の興信所

の所長も、同調査隊に勤務した元二等陸佐で、事

件の隊員もこの所員である。金東雲書記官が依頼

したかわりに、K CIAとかかわりを感じ

るが、この点、国家公安委員長にお尋ねしたい。

さらに、金東雲書記官の監視依頼を受けた興信

所所長並びに所員二名は、警視庁の金大中氏事件

特捜本部の取り調べを二人で一回、所長はそのほ

か二回取り調べを受けたと言っているが、金大中

氏誘拐の容疑者、またはこれに準ずる者として取

り調べをしておられるのか、金東雲書記官並びにそ

のグループ捜査の単なる参考人として取り調べてい

るのか、また、取り調べはいつ終了するのか、こ

の点を明らかにされたい。

さらに、金大中氏事件全般について、捜査の進

行について現況を明らかにされたい。韓国政府

は、金東雲書記官は事件にかかわりなく、アリバ

イもあると言っているが、この点はどうか。また

金大中氏事件にかかわる自衛隊員の加担事件につい

て、新聞報道によると、先月八月八日、金大中氏

事件が発生してから事態の重大さを知った所長が

特捜本部に届け出た。そこで韓国グループの写

真を見せたら、この依頼主は金東雲書記官に間違

いないとされているが、この点についての確認は

どうか。捜査本部は、金大中氏が拉致された現場

のホテル・グランドパレスに残された指紋、エレ

ベーター内の目撃者の証言と今度の確認によつ

て、犯行に関与したことは確実に立証されたので

あると思ふが、どうか。

次に、K CIAのリストの問題であります。こ

のリストの提出要求は、わが党が衆参両院におい

てたびたび行なっているものであります。これ

に対し、政府は、わからないというものでありま

す。しかし、調べるということも言っておりま

す。日本人として、国民感情として、これらの人々

が日本の国内に外交官として入国し、人命を危

うくするような事件を現に起こしている。さらに

日本人も引き込まれ、さらに自衛隊員がこれに関

与をしておられる。この種の事件は他に多いのはな

いか。これらの人々は全部国外に立ち去つてもら

いたい、そう願うのはあたりまえであります。こ

れは政府の責任だと思ふ。リストの調査、作成は

できたのかどうか、お伺いいたします。

最後に、総理に伺いたい。

K CIAの活動をチェックできないとすれば、

政府の怠慢であります。日本人でさえ、さらに

自衛隊員さえ加担させようとするということであ

れば、日本人はもろろ、特に日本に在住する韓

国、朝鮮の人々は大きな不安におちいっておりま

す。その国に在住する外国人の安全を保障するこ

とは、その国の政府の責任であります。まして

日本にいて七十万の朝鮮、韓国人は、日本がかつ

て侵略戦争を進めるために強制的に連行した人た

ちとその子孫であります。政府は大きな責任があ

ります。いま、その人々を不安におとしつけて

いるK CIAを摘発しなければなりません。まし

てや、その先頭に、手先に日本人が、自衛隊員が

となれば、もはや何をか言わんやであります。K

CIAを摘発し、その全員を国外退去、このこと

を朴政権に強く要求すべきと思ひますが、政府の

決意をお伺いしたいと思います。

先ほど防衛庁長官にも申し上げましたが、自

衛隊員の処分で済まされる今次の事件ではありま

せん。また、防衛庁長官の引責にとどまらず、田

中内閣の責任は重大であると思ふのであります

が、総理の見解を伺いたい。

ましくありません。今後ともさらに指導を強化す

る所存であります。

また、金書記官の問題につきましては、日韓両

国の外交ルートで十分努力をしてまいりたいと思

ひます。

国連における韓国、北朝鮮の加盟問題につき

ましては、各国とも連携の上、最良の方途を求め

たいと考えております。

なお、大平外務大臣は、海外出張前に本件につ

いては全く承知していないものと考えられます。

以上をもって質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣(田中角栄君) 安永英雄君にお答えを

いたします。〕

次は、本件事件の捜査経過を明らかにせよ、な

ぜ発表しなかったのかという趣旨の御発言でござ

います。詳細は公安委員長から御答弁を申し上げ

ます。東京のある私立探偵社が、本年の七月中

旬ごろ、ある人に頼まれて金大中氏の所在確認に

つとめたが、所在がわからなかったまま七月末に

契約を解除された。その後、金大中事件発生後、

警察にこの事実を通報し、協力したという話を聞

いております。この私立探偵社を経営している人

が元自衛隊員であり、また、すでに六月下旬に辞

表を出し、やめる前の休暇期間中の自衛隊員が手

伝いをしたという話であるが、この人は、八月一

日に自衛隊から退職が発令されておるのでありま

す。金大中事件は八月八日でありますので、事件

そのものには直接関係はありませんが、警察で

は、この人々を事件の前段階における証人の存

在だとして、捜査の秘密保持上及び証人保護の立

場、名前をはじめ捜査の詳細については公表で

きないと言っておりますので、御了承願ひたいと

存じます。

まず第一は、現職の自衛隊員がかかる事件を起こ

したことに、どのように責任を感じ、また、ど

う措置するつもりかという趣旨の御発言で

ございます。本自衛官は、六月の二十六日、す

でに退職願を提出済みであり、事務手続の都合

上、退職命令は八月一日となったものでありま

す。本件は、辞表提出より発令までの間に起こつ

た事実であるといえ、本人がいまだ自衛隊に籍

が置かれていた当時のことであり、はなはだ遺憾

のことと考えます。しかし、現在はずでに退職し

た後でありますので、本人の行為について責任を

たたくということはできません。今後、調査隊の

みならず、自衛隊全体の問題として、紀律の振興

に当たつてまいるのであります。

第二は、当該自衛官の行為は、自衛隊法第六十

条違反ではないか、これについてどう措置するつ

もりかという趣旨の御発言でございますが、自衛

隊では、常々退職直前の隊員に対し、年次休暇日

を利用して、ある程度の再就職の準備をすること

は認めております。例規通達によりまして、就職

の準備は、業務に支障を及ぼすことなく、自己の

保有する年次休暇の範囲内で行なうことにしてお

ります。今回の事案も、この年次休暇中に行なわ

れたものであります。しかしながら、自衛隊法第

六十条の趣旨に照らし、今回のようなやり方は好

たものであります。しかしながら、自衛隊法第

六十条の趣旨に照らし、今回のようなやり方は好

な。最後に、K CIAの問題でございます

が、わが国の法律に違反したり、また暴力行為等

が行なわれ、法律の趣旨により指定が行なわれる

ような場合を除いては、調査の対象にはできない

わけでありま。

〔国務大臣(江崎真澄君) 拍手〕

○国務大臣(江崎真澄君) 金大中事件のその後の

捜査全般について概要を説明しようと、こういうお

話でございます。現場の遺留品捜査、それから目撃者の捜査から、韓国大使館金東雲一等書記官の割り出しに成功をした。韓国側に任意出頭を要求をしておりますが、なお他の犯人の割り出し、それは金大中氏が押し込まれた二二〇号室、この宿泊客、煙中金次郎の捜査、その他、連行した車両、自動車、船舶の捜査、これらを鋭意進めておるところでございます。しかし、まだ残念ながら確証を得るに至っておりません。韓国側は、国際慣例をたてに金東雲一等書記官の出頭要求を拒絶しておりますが、警察としては、外交ルートを通じておまして、金大中氏ら三氏の再来日を含め、さらにねばり強く要求していくとともに、現場を中心とするじみちな独自の捜査を続行して、ホテルでの犯行状況、ホテルから日本出国までの足取りを重点に、真相の究明につとめておるところであります。

さて、後段の、九月二十四日東京新聞夕刊に報ぜられました以来の問題であります。この情報、警察としては捜査の段階です。情報提供を得ておったのであります。これは証人の保護、それから捜査の秘密保持のため、今日まで公表を避けてまいりました。これは、特に韓国側が金東雲氏は関係がないと言っておるときに、捜査を進めていく上、あれもこれもということより、やはり捜査の秘密上それを持っておるといふことは、警察側として当然のことであるといふふうに考えるものであります。

それから社名及び関係者の氏名は、証人保護のためと同時に、本人からもこれは強い希望があります。御承知のように、エレベーターの中で民間人が見たという、その証人についても明らかにいたしておりません。これはやはり本人たちからの強い希望に基づくものであります。七月中旬ごろ、佐藤と名乗る人物から、その探偵社は金大中氏の所在を確認してくれるよう調査の依頼であったのでこれを引き受けた。七月末まで、依頼主が示した立ち回りの予想先である原田マンション

について、個人タクシーを雇って数回張り込みを行なったが、ついに金大中氏を発見することができないうで、契約は打ち切りになったというわけでありました。この事実につきましては、私立探偵社としては業務上の秘密であります。これは探偵社としては表に本来出せない、だれにも言えないことであります。新聞、テレビ等で金大中事件が報道されたというところで、この事件の発生を知って警察に通報をするということでありまして、少なくともそのことについては何ら疑う余地はない。自衛隊が関係しておるとか、自衛隊員が共犯者であるなんていうようなことはとんでもないことでありまして、これはすでに総理大臣から御説明が詳しくあったとおりであります。(拍手)

【国務大臣山中貞則君登壇、拍手】

○国務大臣(山中貞則君) まず初めに、一応退官いたしておる者であります。しかしながら、その退官の辞令の決定は八月の一日でありましたので、このような、ただいま国家公安委員長より報告をされましたような行為の期間が、その以前である事実は間違いない事実であります。その、そのようなことについてはきわめて遺憾なことである、かように考えます。したがって、お尋ねの、今後それはどう措置するかという問題であります。これは一般の公務員の問題と同じでありますけれども、これを、すでに退職いたしておる者について、その他の処置をとるといふことについては、人事院のほうとしてもそのようなことはできない、そういうような一応の人事院としての決定がございまして、したがって、やめた者についてはいかんともいたしたいのであります。このようないかたが、かかあったことが重大なことであったかについて思いをいたしますときに、陸上幕僚長通達等によって、退職を希望して、それから願いが聞き届けられるまでの間において、就職予定先の企業等の講習を受けたり、あるいはそれらの工場を見学したりする行為等は認めるといふ通達、そしてまた同時に、やってはならない

という意味の、机、腰かけ等をあてがわれたり、あるいは名刺等にその予定の会社の印刷をして、実際の営業行動に加わったり、そういうことはしてはいけないという通達もあつた。これら問題の徹底を今後はかついていきたいと考えております。

次に、調査学校というものは一体どこにあるのかということでありまして、小平市でございまして、そしてその実態はどうかということでありまして、すけれども、「防衛及び警備のため必要な情報に関する業務等に必要知識及び技能を修得させるための教育訓練を行う」とともに、情報関係部隊の運用等に関する調査研究を行なっております。したがって、大別して情報教育と語学教育とに分かれております。調査学校の任務はたゞいま読みましたとおりのもので、自衛隊法施行令三十三条の二で定めておるものであります。その卒業した総数は八千五百名でございます。その過半数は語学教育を受けた者でありまして、主として留学予定者、あるいはまた、通訳等海外事務に携わっている者であります。調査学校の課程終了後は、主として幕及び部隊等の情報要員、それから海外要員、たゞいま申しました通訳その他であります。及び留学要員というものとして配置をされております。

また、調査隊はどのような任務を持っているかでありまして、内部の隊員の外部からのいろいろな働きかけその他についての、警務隊が調査を開始するまでの間の調査をいたすものであります。外国の調査あるいは外国情報、そのようなものはやっております。

それからKCIAと関係があるのではないかといいことではあります。そういうことはありませぬし、そういう必要もございませぬ。やっております。

それから事実関係は、先ほど総理が一部触れていただきましたけれども、六月二十六日に辞表を提出し、八月一日に退職をしておる者でございます。

以上です。(拍手)

○議長(河野謙三君) 萩原幽香子君。

【萩原幽香子君登壇、拍手】

○萩原幽香子君 私は、民社党を代表いたしました。ただいま議題となっております国立学校設置法等の一部を改正する法律案につき、若干の質問をいたします。

ただいまから行なおうといたします質疑は、当然委員会においてなされるべきものであり、本会議場という異常な形をとらざるを得なかったことに對し、遺憾の意を表するものでございます。七月十七日、強行採決が行なわれました翌日、たまたま来日されていたアメリカの各級議員からなる日米青年政治指導者交流プログラムの人々が、議会制民主主義をとる日本の国会で強行採決がなされるのかわりと不審がられ、わが党の議員が何べん説明をいたしましたも理解を示さず、日本には二つの国があるのかと、皮肉まじりに言われて、その会議に出席されたわが党の議員は、まことに恥ずかしい思いをしたというところでございました。まことに、過去におきまして、強行採決や質疑打ち切りの動議のため、一言の発言も許されず、私は、みずからの発言権を私にゆだねた国民の心情を思い、悲憤の涙をのんだことに思いをいたさざるわけにはまいりませぬ。しかしながら、参院の正常化のため終始御努力を続けられた河野議長、今日のこのお計らいに對しては、確かに一歩前進であり、心から敬意を表したいと存じます。

そこで、まず、総理並びに文部大臣にお伺いをいたします。通年国会にもひとしい日時を費やしなが、会期の終末において、この異常な状態を迎えたことに對して、政府としての責任をどのようにお考えになりますか、承りたいと存じます。これからの数十分の質疑では、もちろん十分審

昭和四十八年九月二十五日 参議院会議録第三十九号 国立学校設置法等の一部を改正する法律案(前会議)

議を尽くすことはできませんので、重点的に七、八点に絞ってお尋ねをしたいと思います。再質問はできるだけ避けたいと存じますので、御答弁は漏れなく、明確にちょうだいいたしますよう、初めにお断りを申し上げておきます。

まず、最初にお断りをいたしますのは、筑波法案の立法上の問題でございます。

わが国の教育法の体系は、学校教育の基本的事項を定めた学校教育法があり、おおよそ、学校を設立して教育を行なうのには、国公私立を問わず、すべて学校教育法にのっとって行なうべきものとされております。大学については、学部を置き、学長、教授及び教授会の任務等、その組織運営に關する規定が設けられております。国立大学は国立学校設置法によって設立されますが、その組織運営は、すべて学校教育法の定めるところに従って行なわれております。ところが、本法案において新設しようとする筑波大学は、学部制にかえて学群、学系制とし、参事会、評議会及び人事委員会を設置するなど、学校教育法に定められていない組織及び運営が予定されておられ、このような制度は、他の一般の国立大学とは無関係のものであり、筑波大学特有のものでございます。

このような観点から、筑波大学は全く特別の新しい制度であり、また、政府自身、他大学に波及することは考えていないと説明をされているのですから、国立学校設置法を改正して同法に規定を設けることは、まことに不適當と言わざるを得ません。つまり、学校教育法の面から見ても、また国立学校設置法のたてまえから考えましても、いずれも特例的な内容のものであり、通常の立法形式では、このような場合、特例法または特別法として単独の法律で定められるのが常識となっております。にもかかわらず、あえて国立学校設置法の中に規定を設け、医大、医学部等の新設と抱き合わせて提案をされた真意について納得のいく御答弁をちょうだいいたしたいと存じます。この常識を越えた抱き合わせ提案のため、いま

医大及び医学部等に受験しようとしている若人たちは、どのような心境で毎日を過ごしておられますか、大臣にはおわかりいただけるでしょうか。うか。ここで私は、この悲しみと憤りの訴えを二編紹介をいたしたいと存じます。

まず十八歳の男性の受験生の投書で「筑波法案をなぜ切離せぬ」というものでございます。

「国会はようやく着きを取戻したようだが、通称「筑波大学法案」は、いまだに国会通過のメドが立たず、このため、この法案の中で筑波大学と抱き合わせになっている旭川、山形、愛媛の国立医大および医学部の開校も延び延びになっている。医大、医学部新増設については、与野党の意見はすでに一致している。とすれば、筑波大学法案を二つに切離せば、明日にでも開校できるのに、同じ国立大学の問題だからと言訳をして、切離さないという政府の石頭には全くあきれてしまふ。このことが一体どのくらい不安と動揺を受験生に与えているか、奥野文相はご存じか。法案が国会を通過してから授業を始めるまで最低二カ月かかるというのに、あせっているのは受験生だけで、政府・与党は至つてのんびりなようだが、国民の身近な問題について、もっと真剣に検討して頂きたいものだ。」

次は、十九歳の女性からのもので「筑波法案」とは「つちり」と、怒りをぶつけております。

「青少年に希望と夢を。これは、国会議員が好んでいう言葉です。実際は、政党のご都合主義で希望と夢の芽をむしり取っているのが、国会議員のあなた方なのです。私は、四月から開校予定の医療技術短大の合格者です。「国立学校設置法令の一部改正」が、国会で成立しないため、いまだに入學できません。友人は、大学の新設医学部に受験できず、遠方にくれています。理由を調べるつもりで、前記法令に筑波大学が含まれて、そのとばかりで、成立の見通しが立っていないことがわかりました。これは選挙権のない弱い立場のものを、切捨てごめんにする政治です。こうしたいら

だちから政治家に大きな不満、反発をつのらせております。ここで筑波大学について論ずる余裕はありませんが、支障のない開校には、同法案から分離して成立させてはどうかでしよう。それが政治判断かと考えます。希望をかなえてくださるようお願いいたします。」

こうした投書や手紙は数限りもございません。

私は、これら若い人々の嘆きと怒りに触れるたびに身の縮む思いがいたします。もちろんこの悩みは、ひとり学生だけではなく、父兄はもちろん、四月一日に開校を言い渡されて準備に専念し続けた地元の人々の、物心両面にわたる損害もまた甚大なものがございます。何のかんばせあつてか国民にまみえん。これでは国民不在の文部行政と言われても答弁の道がないではございませんか。

大臣、あなたはいかがお考えでございましょう。現在のような状況がくることを大臣は予測されなかつたのでございましょうか。もし予測されなかつたとしたら、著しい認識不足であり、予測しながらもあえてこの御提案をなさつたとなれば、よほどこの法案の成立に自信をお持ちになれなかつたと拝察し、それをあえて強行されようとしていることはまことに悲しむべきことで、大学改革に大きな汚点を残すと言わざるを得ません。とにかく、大臣は、事志と違つた現状に対して率直に直視し、耳を傾けていただきたいと存じます。

学校教育法や教育公務員特例法などの一般法の改正までなさるといふのなら、当然、他大学への波及もお考えの上のことであり、それなら、広く各大学や学術会議、国大協、大学問題研究会など広く多くの人々に諮問して、国民合意の得られる大学をつくり上げるべきだつたのではございませんでしうか。去る六月二十九日、私は、本議場にござましての質問の際、多くの異なる意見に耳を傾け、その長所を取り入れられることを強く要望いたしました。そのとき大臣は、その趣旨に沿つて努力する旨の御答弁がございました。しかし現

実は、必ずしもそうではないようでございますが、この点について大臣の明確な御答弁をちょうだいいたしたいと存じます。

質問の第二点は、大学紛争を契機に全国の各大学では、あらためて大学とは何か、大学はどうあるべきかといった問題についていろいろ研究、検討がなされ、発表されたところを承っております。当然、文部省としては、そうした改革案を収集されて御検討があつたはずと存じますが、それらの資料に基づき、各大学の改革案並びにそれらの問題点についてお断りをいたしたいと存じます。あえてこの質問をいたしますのは、私はさきに申しましたように、教育問題は国政の基本にかかわることでございますので、その法案立案にあつては、広範な意見聴取は不可欠の問題だと考えるからでございます。

民社党は、法案発表とともに新構想の内容についての研究に取り組んでまいりました。単に反対するだけでは、公党として無責任のそしりを免れません。議会制民主主義のルールにのっとり、本新構想の重要事項に關する修正案を提案し、尽くせるだけの努力を院の内外において払つたわけでございますが、政府・与党からついに誠意ある態度を示しただけなかつたことは、まことに残念でございます。大臣は、わが党の修正項目につきましてどのように御検討いただいたのでございましょうか、承りたいと存じます。

民社党の修正項目のうち、特に学生の位置づけ及び参加のさせ方についての御見解を承りたいと存じます。学生は大学における重要な構成要員であります。過去数年間、そして今日もおおしく続いております大学紛争と学生問題の根底には、学生の人格的存在が無視され、その意思の反映がない大学に對しての学生の反抗に端を発していると思ふべきだと存じます。教育はお互いの信頼と愛情の上にこそ成り立つものであり、人間関係において、信にこたえるということとは、まことに意義深いものと存じます。筑波大学新構想で

は、特にその点でどのような配慮がなされま
したのか、具体的にお伺いをいたしたいと存じま
す。

質問の第三点は、非常に細部にわたって規定さ
れております管理運営についてでございます。

前々の質問者から、筑波大学につきましても、管
理運営の問題点は詳しく指摘がございましたの
で、私は少し角度を変えて、欧米諸外国の大学
特に最近大学改革で成果をあげつつあります大
学、筑波大学で考えられております管理運営につ
いて比較しながら承つてまいりたいと存じます。
もちろん、各国はそれぞれ政治制度も違い、教育
行政の体系もさまざまとは考えますが、文部大臣
が筑波大学を世界の進進に沿うものにしたとい
お考えを承りましたので、やはり先進諸国との比
較もまた当然なされたものと存じ、お尋ねをする
わけでございます。従来、特に戦前のわが国の国
立大学は、基本的にドイツ流の考え方に立って
いたと思われまして、まず、ドイツの国立大学の
現状と現行規定についてお聞かせをいたしたい
と存じます。私がこの質問をいたしました上参考
資料といたしましたのは、四十八年三月、国立教
育研究所から出された第八十三集別冊「大学
の管理運営に関する比較研究」でございますこと
を申し添えて具体的なお尋ねに入ります。

ドイツには重要な国立大学が数多くございま
すが、その中で、ビールフェルト大学について、そ
の規定をお伺いいたします。私が特にビ大学を取
り上げた理由は、第一に、当大学は一九六七
年に創設され、一九六九年十一月に一部授業を開
始された、きわめて新しい大学であり、ドイツ一
般の伝統を踏まえながら、しかも、これに拘束さ
れることなく、自由な構想が期待されるからでござ
います。第二は、この大学の定数は、その属す
るノルトライン・ヴェスト・ファーレン邦政府に
より承認されたばかりでなく、翌七〇年四月制定
された同邦大学法のモデルになったもので、
つまり、一大学の特例にとどまるものではないと

いうことなのでございます。第三に、この定款
は、同大学設立委員会が、同邦学長会議の「大学
自治の組織について」という報告を基礎として審
議を進めた結果であるという点でございます。以
上の設置過程につき、文部大臣はどのようにお考
えになりますか承りたいと存じます。

私がビ大学に一番敬服をいたしましたのは、同
大学は、全大学の意思を基礎として設立されたこ
とであり、だからこそ、政府もこれをモデルとし
て堂々と大学法の制定に進み、すでに実施に移し
ていると考えられるからでございます。つまり、
全国民の祝福を受けての発足であるという点でござ
います。文部省が、ビ大学におけるような手続
によりて事を進めておられたら、筑波大学は、よ
りよい内容で、もっと順調に、国民的合意のもと
に発足できたのではなからうかと考えますが、い
かがでございますか。

大臣は、十年越しの問題であるから、この辺で
決着をつけてほしいという御発言でございました
が、それは、きわめて安易なおことばではござい
ませんでしょうか。長期間かかったということ
は、それだけ問題が多かったとも言えますし、ま
た、十年越しと言つても、国民の前に広くこの
問題が提起されてからは一、二年、真に問題と
なったのは半年にすぎないところでございます。
しかも、この間の政府の御説明は、私どもの提起
した問題を解明されないうままにいまの状態にな
ております。わが党では、過ぐる四十四年五月、
大学改革の一助ともなればと考え、大学基本法案
を提案いたしました。それにつきましても一顧
だにされなかつたのはまことに残念でございま
す。多数決によるきめ方はまことにけつこうでござ
いますけれども、それには少数の者の意見に耳
を傾けるという前提がございます。唯我独尊の姿
勢で、このあたりで決着をつけようと言われますの
は、少々押しつけにすぎないでございませう
か、それとも私の思い過ごしでございませう
か、大臣、いかがでございますか。

次いで、ビ大学の管理運営について、次の諸点
をお伺いいたします。

学部制とその内部組織の自主性について、学
長、副学長、事務総長の選出方法とその任務につ
いて、学外者の参加のしかたについて、大学構成
員、大学所屬員の参加のしかたについて、筑波大
学との似て非なる点を承りたいと存じます。一例
を申しますと、評議会で中央集権、執行部の独裁
をチェックできるように規定されているという点
では、外見上、筑波大学と全く同じように感じら
れます。しかし、ビ大学では評議員の中に助手、
学生代表十名を含んでおりますが、筑波大学にお
きましては、助手、学生は含んでおらず、しかも
五十三名のうち十七名は、学長を含めて、学長
の選考によるものであり、しかもこれに加えて、
学長指名の教員若十名を加えれば、実に学長選考
によるものが確実に三分の一を占めることにな
り、学長、副学長に対する三分の二多数決による
罷免は全く空文になることは明らかでございます。
いま例示いたしましたように、先ほどの私が
提案しました四項目について具体的に示しを願
いたいと存じます。

なお私は、アメリカ、イギリス、フランス、ソ
連、スウェーデン等の大学についてもお伺いを申
し上げたいわけでございますが、時間の関係もござ
いますので割愛し、他の機会に譲りたいと存じ
ます。しかし、わが党が学生参加の規定を設ける
べきことについて提案をいたしておりますので、
その関係上、フランスにおける高等教育基本法の
中で学生参加を規定しております点について、内
容をつまびらかに伺い申し上げたいと存じま
す。あわせて、これに対しての大臣の御見解をい
ただきたいと存じます。

また、副学長の問題では、副学長は学長を補佐
すれば足り、特に研究、教育に関しての専門的分
担は、当然の帰結として研究内容、教育実務への
介入となり、許されるべきではないとの理由で、
わが党はこの縦割り構想に反対の立場をとってお

ります。ビ大学はこの点のようになっております
か、承りたいと存じます。

ここで私は、将来の問題として一つ新たに提案
し、大臣の御所見を承りたいと存じます。大臣が
言われますように、筑波大学が世界の進進に沿う
ものというお考えなら、当然外国からの学生も受
け入れることが予想されます。といたしますなら
ば、わが党提案三名の副学長の中に、外国学生担
当副学長をお考えになつてはいかがでございま
しょう。すでにソ連のモスクワ大学、キエフ大学
ではその制度がとられております。

質問の第四点は、筑波大学の教育の内容につ
いて具体的に伺いをいたしたいと存じます。
筑波法案は、管理運営の強化についてはまこと
に細部にわたって規定されておりますが、最も肝
心な教育に対する配慮が薄いという点で、これは
残念でございします。そこで、まず、教育の基本と
もなります教育課程について伺いをいたしま
す。

いま、私の手元にいたしておりました筑波大学
の教育課程は、政府の御説明では、他の大学で実
行されておりますカリキュラムとは違い、総合的
でユニークなものというおことばでございました
が、どの点が特に他大学と違い総合的でユニーク
なのか、具体的に承りたいと存じます。また、い
まお示ししたのは、カリキュラムとは言えないと
存じます。カリキュラムは、いまさら私が申し上げ
るまでもなく、講義題目の全体メニューと担当
教官名を含まねばなりません。担当教官名は、少
なくとも初年度分があつてしかるべきではござい
ませうか。この点が示されないのはいかなる理由
でございませう。本法案と抱き合わせされた山
形大学医学部におきましては、すでに昨年十月末
に職員組織に関する書類が大学設置審議会に提出
され、十一月には審査を通過したと聞いておりま
す。これが通例の手順ではございせんか。その
点について、できなかった理由を承りたいと存じ
ます。筑波大学の場合も、すでにそのような担当

昭和四十八年九月二十五日 参議院會議録第三十九号 国立学校設置法等の一部を改正する法律案(前会の続)

教員予定表が作成されておりますのでございましょうか。作成されているはずでございます。それと見合った全体のカリキュラムが作成されていなければならないと存じます。その御提出がいただけないようでは、はたして来年から新大学は発足できるのございましょうか。どうなさるおつもりか、承りたいと存じます。

また、内容の点におきまして、語学教育がきわめて技術的に考えられているように思われます。従来の外国語教育の持っていた幅広い教養教育が切り捨てられ、専門的技術人の養成を目ざしていると考えられます。このことは、第一次まとめ改訂案中、教育研究組織の編成方針にある「広い視野を養い、豊かな人間形成に資する」といううたい文句に抵触はいたしませんか。いかがでございましょう。また、単位も不十分のように思われますが、これで十分だとお考えでしょうか、お伺いをいたしたいと存じます。

次いで疑問に感じましたのは、「社会学の履修例」でございまして、カリキュラムは授業を持つ予定の人がつくったとの御答弁でございまして、が、私の聞き及びますところでは、東京教育大学の社会学は、全員筑波大学反対派と承っております。とすれば、この履修例は一体どなたがおつくりになりましたのか、承りたいと存じます。

次いでお尋ねしたい第六点は、筑波新大学創設準備会のまとめについてでございます。まず第一に、研究科の開設年度の一部繰り上げというのは、具体的にどういうこととございましょうか。

第二に、教職員定数の増加の内訳と総定員法との関係、また予定されております医学部(九県)が増設された場合、定員はどうなるのございましょうか。総定員法は撤廃なさるおつもりですか、あるいは実情に即して改善をされる用意がございましょうか、承りたいと存じます。

第三は、四十九年度概算要求についての概要について伺います。要旨のところ、四十九年度に

一部の第一年度学生を受け入れるとありますが、それでは、入試の日時はいつ、入試問題作成委員の委嘱はだれに、いつ、されるおつもりですか、承りたい。また入試の場所はどこになりますか、第一年度生の筑波への受け入れは可能でございましょうか、などにつきまして承りたいと存じます。

次いで、東京教育大学各学部の現状についてお伺いをいたします。初め東京教育大学の移転について賛成をされていた人が、筑波大学の内容が明らかになるにつれて批判的になり、反対に変わった先生方が多いと聞きますが、賛成、反対の比率は現在どのようになっていますか、承りたいと存じます。私が聞き及びましたところでは、反対四、賛成六というところでございまして、これは事実でございましょうか。そのように賛成派が少なくなった理由はどこにございましょうか、承りたいと存じます。

最後にお尋ねしたいのは、いままでの衆参両院の審議で明らかになりましたように、東京教育大学の内部はたいへん深刻な意見の対立があるわけと存じます。このような状況の中で東京教育大学を強引に筑波に移転しても、はたして国民の期待に沿うような望ましい大学として発足できましようか。残念ながら、私は、前途まことに不安でございまして。そこで、学術会議の渡辺先生の御意見にもございまして、この際、本法案の中から東京教育大学を廃学にする規定を削除して、東京教育大学をこのまま存続させ、筑波大学は、新構想に賛成の人々を全国から集めて、真に実験大学として発足されてはどうかと存じます。

また、文部省のお話では、昭和六十年には、現在の二八%の大学の就学率が四〇%に伸び、七十七万人の増加を見ることがございまして、その点を考えましても、由緒ある東京教育大学の存続は当然の措置と考えます。少なくとも、学部のはほとんどが移転反対を表明されている文学部については、単科大学としてでも残すべきではないでしようか。それこそが素朴な国民感情にこたえる

ことであり、国民に開かれた政治の姿勢だと存じます。総理並びに文部大臣の御決意はいかがでございましょう。

大蔵省にお聞きをいたしますが、仄聞するところによりまして、七、八年前からすでに教育大学の廃学を目ざして、敷地、校舎を筑波大学の財源に充てるよう文部省と話し合われているというところでございまして、それは事実でございましょうか。また、最近では、両省の話し合いで教育大学の予算がなしくずしに縮減されているともいわれますが、文部、大蔵両大臣から、その真偽のほどを承りたいと存じます。念のため、昭和四十四年以降の教育大学の予算についてお示しを願いたいと存じます。

教育は国政の基本といわれながら、全国の各大学の実態は、人と金の不足に悩まされております。研究費一つをとってみても、先進諸国にははるかに及ばない低さといわれます。これは文部省の責任はもちろんです。総理並びに大蔵省の教育をいかに考えるかの問題にかかっていると存じます。未来を創造する若人のために、惜しみなく、お金を出してくださるお気持ちにはございせんか。総理並びに大蔵大臣の御所信を承りたいと存じます。

先ほどから述べてまいりましたように、この法案には幾多の問題点を含み、それが各大学や国民に不安の念を抱かせていることは、総理も、文部大臣も、十分御理解をいただけたと信じます。筑波大学の移転を急ぐあまり、大学改革に汚点をつくり、悔いを千載に残すことのないよう、重ねて重ねて要望して、私の質問を終わります。

(拍手)

〔国務大臣田中角榮君登壇、拍手〕
○国務大臣(田中角榮君) 萩原幽香子君にお答えをいたします。

第一点は、国会審議のあり方についてどう考えるかという趣旨の御発言でございまして、国会審議のあり方につきましては、政府としてとやかく

発言する立場にはございせん。しかし、本特別国会が、会期すでに二百八十日になんなんとしておるといふことも御理解いただきたいと思っております。政府といたしましては、本法案が医科大学等の設置とともに、新しい構想に基づく筑波大学の創設や大学制度の改善など、大学改革の推進をはかる上できわめて重要な内容を定めたものでありますので、すみやかに御賛同をいただくよう強く期待しておるわけと存じます。

次は、現在の教育大学は存置をし、これとは別個の実験大学として筑波大学を設立してはどうかという趣旨の御発言でございまして、筑波大学は東京教育大学が筑波研究学園都市へ移転をするということを契機にいたしまして、すぐれた伝統と特色を受け継ぎながら、これまでの制度に必ずしもとらわれない新しい構想に基づく大学をつくらうとするものでございまして。しかも、この構想は、東京教育大学の多数の教職員の支持のもとに、同大学の自主的改革案として構想されたものでございまして。したがって、筑波大学の創設と東京教育大学の閉学を切り離すことはできないわけと存じます。

なお、大学や大学施設に対して予算を十分に計上すべきであるという考え方については、私もそのとおり考えております。現在、新学國都市構想を実現するために、審議会、調査会をつくっていただいておりますのもそのためでございますし、きのうも申しましたように、六十年までに大学進学率を四〇%と計算をしますと、新しく七十七万人も大学生がふえるという計算になりますので、これらの問題に対しては、明治の初年われわれの先輩たちが、あの乏しい国民総生産、国民所得の中に教育投資を行なったより以上の情熱を持って、これに対応したいということを考えておるわけと存じます。

(拍手)

〔国務大臣奥野誠亮君登壇、拍手〕
残余の問題に対しては、関係閣僚から答弁をいたします。

○國務大臣(奥野誠亮君) 異常国会との関係につきましましては総理からお話ございましたので、私から申し上げることは差し控えてさせていただきますと思います。

まず第一点として、立法上の問題につきましていろいろなお話ございました。

学校の組織運営に関することについては学校教育法の改正によるべきであつて、国立学校設置法の改正によることは適当でないという御指摘でございます。そうではございませんで、国立学校設置法の第十三条には、こう書いてあるわけでございます。「この法律又は他の法律に別段の定めのあるものを除くほか、国立学校の組織及び運営の細目については、文部省令で定める。」ということとは、組織運営に関するものを国立学校設置法で定めるのだということでございます。これを受けてまして、評議会の規定も文部省令で定めているわけでございます。

筑波大学については単独法とすべきではなかったかという御指摘でございます。旭川医科大学等ともより四十八年度から開学していくわけでございますが、筑波大学も本年の十月開学でございます。新しい学生を入れますのは来年度でございます。新しい学生を準備を進めていかなければなりませんので、この十月に開学でございます。四十八年度から発足していくという点におきましては、旭川医科大学等との筑波大学との間には何ら違いはないわけでございます。同時に、国立学校設置法にすべての国立学校を網羅規定しているわけでございます。筑波大学もまた国立大学として設置するわけでございますので、当然、国立学校設置法に規定していかなければならないということでございます。もとより、この法案の成立がすぐれたために、旭川医科大学等に入学を予定しておられた学生、待ちあぐんでおられ、たいへん御迷惑をかけておりますこと、私もほんとうに申しわけない感じを持っておりますわけでございますが、法案が成立いたしますと、直ちに

に入学試験を実施いたしますして、十一月上旬からは授業を開始できる、かように考えているわけでございます。地元の方々にもたいへんな御協力をいただいているわけでございます。ぜひ地元の方々の御期待にこたえるような大学に発展させていきたいものだ、かように存じます。

また、このようになる状況を予測しなかったかというお尋ねでございます。東京教育大学の移転をめぐることで、東京教育大学の中に内紛が続いております。まことに残念なことでございます。内紛が続いておることではございませんけれども、十年來のことでございます。同時にまた、大学の自治を尊重すべきだということにつきましては、私はどの党にも異論はないと思つております。そういうたてまえから考えますと、東京教育大学が筑波に移転するんだ、ビジョンを掲げて新構想の大学をつくるんだ、この新構想の大学がつくれるように立法措置をとるわけでございます。その中で、私は賛成を得られるものと、この期待しておつたわけでございます。このようになつてくるといふことについては考えも及んでいなかった。不明と言われれば不明でございます。けれども、それはどなたも、大学の自治は尊重されるべきだと、こういう期待を強く抱いてまいりましたことを、この機会に明らかにさせていただきます。と思つたわけでございます。

他の大学への波及のことがございました。私は、筑波方式をそのとおり各大学にとらせたいというふうな考え方は毛頭持っておりません。毛頭持っておりませんが、明治以来、大学といふと、学部の組織以外は一切認めないのだといふいまの仕組み、これはもつといろいろな方式を各大学がおとりになつていいじゃないか、少なくとも弾力化をしていかなければならない、とうとうと思はれる仕組みに変えなければならぬ、また、そういうことを通じて国民の期待にこたえる大学改革をやつていただかなければならぬのじゃないだろうか、こういう考え方を持っております。

ものでございます。

今度の筑波大学について各大学のいろいろな意見を見られる問題、基本的には筑波大学の新しい構想をつくり出した東京教育大学、この東京教育大学がお立てになつた案でございますが、さらに各方面の大学の識見のある方々にも加わつていただきまして、推戴を重ねてまいつたわけでございます。それから、各大学のよい知恵もそれに加つて、そして今日の案になつてきた、かように考えているわけでございます。同時にまた、法律に規定してありますのはごく骨格的なことだけでございます。今後は、筑波大学発足後は、筑波大学の学則や慣例の積み上げを通じて筑波大学の内容ができ上がつてくる。こう考えているわけでございます。国会の御議論も筑波大学が設置後は十分関係の皆さん方にもかみしめていただく、こう考えているわけでございます。

民社党の修正案についてのお話でございます。学生協議会を設けて、評議会で学長を選考する場合に、学生協議会の代表を評議員に加えるという御提案でございます。学生が積極的に学校のいろいろな問題につきましまして参加していくこと、これは私はけつこうなことだと考えているわけでありまして、問題は、人事に参加をしていくということにつきましては、いまの日本の各大学の姿から見まして、私はちやうどいふを得ないわけでございます。やはり大学の自治といふものは、大学の自治に最も責任を持っております教員、この教員の手によつてなすべきだ、こういう考え方を深く持つておるものでございます。

現に、西ドイツの話が先ほど出ておりました。西ドイツにおきまして、学生をさういふ人事などをきめる評議員に相当数加えておる。学校によりましては、教授、助教授、助手、学生、それぞれが同数のようなところもございます。こういうことについて問題が生まれて、ドイツの連邦裁判所が、大学の自治については教授が責任を負つていふのだ、教授が責任を負えないような構成をとる

ことは遺憾だと、違憲の判決が一、二カ月前に出たところでございます。たいへん重要な問題でございます。私には日本の場合は、それより、より以上に各大学の事態がまちまちだと思つたのであります。各大学の事態がまちまちでありまして、学生協議会を法定するよりも、どのような仕組み、どのような運用をとるかというところは、各大学の事態に応じたかたちに待ちたい、各大学の自治運営にゆだねたい、こういう気持ちを持つておりまして、いま直ちに立法することについての勇気が私には出てこないわけでございます。そういう事情でございます。

他の点につきましては、参事に地域住民の意見が反映されるようにしろ、あるいは副学長を三人にしろというように、あるいは副学長を三人にしろという意見は持つていないわけでございます。参事は、当然地域の代表者を入れるべきだと考えております。同時にまた、副学長は、筑波大学に責任を持たれる方々の意見に従いたい。その意見が三名になれば、それでよいわけでございます。任命をします場合には、もう一ぺん東京教育大学の学長の意見を確かめて、その意見に従つて任命をしたい、かように考えておるところでございます。人数を法定することについては、私は異論を持つておるわけでございます。各大学の自治にゆだねるべきだと、このような考え方を持つておるわけでございます。

第三に、管理運営に關しましてお尋ねがございました。その一つとして、ドイツのビレフェルト大学のことに關してのお尋ねがございました。ビレフェルト大学は、一九六九年に発足いたしました。副学長も置いておりました。その数は四人でございます。いろいろな機関を置きまして、そして自主性を確保していききたいという配慮が十分加えられているようにございます。いろいろな委員会や会議につきましても学生の代表も加えてお尋ねの個々の点について申し上げてまいります。

すと、学長は、教員の中から大学協議会によって選出されることとさせていただきます。その任務は、大学を代表し、学長部の業務を統括し、評議会の議長となることとさせていただきます。副学長は、学長の提議に基づき、大学評議会によって選出されます。副学長は、その担当分野の業務につき、学長を補佐いたします。事務総長は、学長の提案に基づき、州政府によって任命され、大学の管理事務を統轄いたします。

学外者を直接大学または学部の諸機関の会議に参加させることが規定されております。大学のすべての正教授及びその他の教員は、大学協議会の構成員となり、学長、副学長の被選挙権を持っております。その他、大学評議会や各種委員会にその代表を送ります。学生は、大学評議会、大学協議会並びに各種委員会にその代表を送るということにいたしておるわけでございます。

筑波大学と似て非なる点は何かということでございます。大学評議会のほかに大学協議会があるというところが一つでございます。大学評議会、大学協議会並びに各種委員会に学生の代表及び必要に応じて学外者が加えられる、これも違ふ点だと思ひます。副学長は大学教員から選出される、こういったしておるわけでございます。

次に、学長の権限が非常に強い、学長選任が三分の一をこえるのじゃないかという御懸念がございました。筑波大学発足後、その学則によりまして設けようとしております財務委員会等をお考えになつておられるのじゃないかと、こう考えるわけでございます。それらの学則は筑波大学の発足後、筑波大学の評議会で審議されるわけでございます。審議されません場合には、いまの御懸念のようなくともよく理解した上で審議されるように、私は連絡はしておきたい、かように考えるものでございます。

フランスのことについてお尋ねがございました。フランスの高等教育基本法におきまして、先年、学生代表を参加させるという仕組みをとつた

わけであります。評議会参加の精神に基づきまして、議決権を有する評議員として、教員代表と同等の学生代表で構成するのだということが規定されたわけでございます。しかしながら、定期的に選挙人登録学生数の六〇%以上の投票により、学生代表評議員を選出することが規定されておりました。投票率が下回ります場合には、議席数はそれに応じて減らす、制限される、こうなつておるわけでございます。全国の投票率の平均を見ますと、わずかに二七%にすぎません。私は、日本の場合に非常に心配しておりますのは、ひたすら勉強していききたい学生もございませう、社会体制を変えていききたい、暴力でいままの体制をぶち破りたい、非常に政治的に関心を強く持つておられる学生もいろいろあるわけでございます。そういういまの日本の姿につきまして、もう少し落ちついた社会になつてきませんと、いまのままですぐ一律に学生問題を大学の中に規定してしまふというところについては、非常な懸念を感ずる。だから、学生の問題につきましては、大学の自治にゆだねていきたいのだ、こういう気持ちであるということとでございます。

外国からの学生を受ける担当副学長問題の御意見がございました。副学長制度がとられるわけでございますので、いまの御意見も、そのとおり筑波大学当局者に伝えてまいりたいと思ひます。

教育内容についてのお尋ねでございます。筑波大学では、学群のカリキュラムを一般教育と専門教育に形式的に二分することをやめまして、有機的に総合した形で四年間を通じて編成することとし、授業科目の区分のしかたにつきましても、従来の大学のそれとは異なつた方法をとつていききたいと考えておるわけでございまして、専攻科目、基礎科目、関連科目、共通科目というようなことで打ち立てることが考えられておるわけでございます。また、授業を担当する教員の組織につきましても、従来の大学のように専門教育のための学部と、一般教育のための教養部という形に二分す

ことなく、学群、学系という統一した形で組織しております。総合的なカリキュラム編成が容易になる仕組みをとらうとしておるわけでございます。新大学における授業担当者は、新大学が発足したときから後、新大学において自主的な判断のもとに決定することが最も適当でございます。そのような意味合いにおいて、今日では最終の決定という段階にはなつていないわけでございます。しかし、現在すでに東京教育大学に置かれております筑波新大学創設準備室を中心に、着々と準備が進められており、明年四月の授業開始には何ら支障はないものと確信をしておるところでございます。

カリキュラムの内容につきまして、語学を中心に御意見がございました。筑波大学におきましては、国際間の交流の重要性にかんがみまして、外国語を實際に使える能力を身につけさせることに重点を置くこととし、外国語センターを設け、教育工学的手法を積極的に導入するとともに、能力検定制度を取り入れ、外国語教育を強化することとしております。また、外国語科目は、基準の八単位をこえて、最低十二単位履修させる計画でございます。

筑波大学におきましては、新しい教育組織の利点を生かし、共通的な総合科目や広く他の分野にわたる関連科目などを開設し、総合的な教育課程としておりますが、全体の単位数は現行設置基準に定めるとおり、百二十四単位を最低とし、文教委員会でお示ししました履修例に見られますとおり、これを若干上回る単位数をもって、カリキュラムが作成されるものと考えております。

社会学の履修例のことについてお尋ねがございましたが、筑波大学の教育課程につきましては、正式には同大学の開学後、授業開始前の間に、同大学において作成することになるわけでございしますが、さきに文部省の筑波新大学創設準備室において審議了承されました基本方針をもとに、現在すでに東京教育大学に置かれておる筑波新大学創

設準備室において、準備のための具体的作業が進められておるのでございます。さきに文教委員会に提出いたしました履修例は、この作業により取りまとめられた試案でございます。

また、研究科等のことについての言及がございましたが、大学院修士課程の応用理学研究科及び総合工学研究科について当初五十六年度開設と予定されておりましたが、他大学の卒業生や社会人も積極的に受け入れる本大学の修士課程の性格にもかんがみ、なるべく早期に開設することが適当だとする観点から、昭和五十三年度開設に改めることについて検討されております。筑波大学は、全体の教職員定員として約三千七百六十人が計画されておりますが、このうち、現在の東京教育大学の定員をもつて充当する分は約千八百八十人でございます。これを差し引いた純増分約二千六百人を学群等の開設整備の年次計画、約八年間でございしますが、これに従ひ整備することといたしております。なお、筑波大学は国立大学として設置される大学であり、これに要する定員も当然、総定員法第一条第一項に規定する職員として措置することになるわけでございます。

次に、入試のことでございます。筑波大学の昭和四十九年度入学者選抜は、国立大学の第一期校として、他の一校校と同一の期日に実施することとしたいと考えております。また、入学者選抜の実施方法等については、現在準備室を中心として鋭意検討が進められておりますが、筑波大学発足後は、その検討の成果を引き継いで、入試問題の作成等、入試準備一切を同大学において行なうこととなっております。

賛成者が反対に回つたりしているんじゃないかという意味のお話もございました。筑波大学の構想は、東京教育大学において長期にわたつて検討されておる、その間に、賛否いずれにせよ、当初と異なる見解を持つに至つた教職員がおりますことは当然予想されるところでございますけれども、その詳細のことについては承知しておりません。

しかし、現段階におきましても、この構想を推進する東京教育大学の正規の意思決定は不変でございます。したがって、同大学の大多数の教職員の支持を得ているものと確信をいたしております。賛否の割合についての御意見もございました。そういう見方もできまじやうし、また七、三ぐらいだろうという見方もできるのじゃなかろうかと、こういうふう存じておるわけでございます。

筑波大学は、昭和四十九年度に、第一学群四百人、医学専門学群百人、体育専門学群二百四十人、計七百四十人の学生を受け入れることとしておりますが、開学準備については、かねてから東京教育大学に置かれていた筑波新大学創設準備室を中心に、多数の教職員が参加して、入学試験、授業計画、教育研究準備等の諸般にわたって具体的な作業を進めているところでございます。東京教育大学に反対があるのだからそれを残したという御意見もございました。これについては総理からお話ございましたので、私もそのとおりに考えているわけでございます。

筑波につくります大学は、人文、社会、自然各領域にわたって均衡のとれたりつばな総合大学をつくり上げたいと考えておるわけでございますので、ぜひ現在の東京教育大学の各学部が一致協力して筑波大学に移っていただき、そこでいま申し上げますような総合大学を発展的に建設してまいりたいものだ、かように強く希望いたしているものでございます。(拍手)

【国務大臣小坂善太郎君登壇、拍手】
○国務大臣(小坂善太郎君) 萩原議員にお答えを申し上げます。

筑波大学と東京教育大学との関連でございますが、これについてはすでに総理からお話ございましたように、筑波大学の創設は東京教育大学の閉学と切り離せないものと承知をいたしております。また、東京教育大学につきましても、筑波大学が計画的に順次整備されることに対応いたしまして、最終的に閉学されるまでの間は、当然その

運営に必要な経費が措置されるものと承知をいたしております。

なお、今後大学進学希望者が非常にふえていく、したがって、今日教育大学を東京に存置するということも必要ではないかという御趣旨の御質問がございましたのでございますが、御承知のように、東京のような巨大都市に今後の教育環境が必ずしも適切なものと思われませんのでありまして、この後にさらに東京に大学を置いておくということは、今日のような過密の状況にかんがみまして、考えねばならないことかと考えておる次第でございます。

なお、教育費につきましても、この管理運営の費用を充実するということは、高等教育の基礎的な重要問題でございますので、御意見のとおり、この点は十分効率的に予算づけをいたしてまいりたい、かように考えておる次第でございます。(拍手)

○議長(河野三三君) 加藤進君。

【加藤進君登壇、拍手】

○加藤進君 私は、日本共産党を代表して、国立学校設置法等の一部を改正する法律案の撤回を強く要求する立場から、総理並びに関係大臣に質問します。

【議長退席、副議長着席】

私は、文教委員会において、本法案について一言の質疑も許されませんでした。本日、ここに初めて質問の機会を与えられたものであります。文教委員会における審議は、きわめて不十分であり、数々の疑問と問題点をなお多く残していることは、皆さんの御承知のとおりであります。これらの問題を、この制約された本会議の審議だけで説明することは、とうていできるものではないと、私も、にもかかわらず、田中内閣と自民党が、議会の多数にものをいわせて、事実上問答無用の形で、わが国大学の基本にかかわる重要内容を持つ本法案を強行成立させようとしていることに、

私は、怒りを込めて抗議するものであります。

さて、ただいま議題となっている筑波大学法案は、わが党が一貫して追及してきたように、教育の国家統制を強め、軍国主義化を進めるものであります。私は、本論に入るに先立ち、教育の軍国主義化と重大な関係のある、自衛隊員が金大中事件に介在していた問題について、まず政府の見解をただしたいと思ひます。

第一に、総理に伺いたい。今回の事件は、韓国の朴元共独裁政権によるわが国の主権に対する侵害行為に、国家公務員である現職の自衛隊員が関与をしていたという、きわめて重大な問題であります。これは、自衛隊員がたまたま依頼を受けたとか、事前に犯行計画を知らなかったなどといった済ませる問題ではなく、直接、自衛隊の指揮監督の任に当たる最高責任者である総理の責任にかかわる問題であります。その責任をどう感じ、どのように処置をおとりになるのか、はつきり御答弁をお願いいたします。

さらに、警視庁特別捜査本部が、早くからこの事実をつかみ、自衛隊員から事情聴取をしているというが、なぜ今日までこの事実発表が押えられていたのか。もし押えられていたのが事実ならば、これは、きわめて重大な言論、報道の自由を侵害するものと言わなければなりません。国家公安委員長の明確な答弁を求めます。

第二に、この事件でいま国民が重大な疑惑を持っているのは、わずか一月余り前に開設されたばかりの、たった二人の名も知れない小さな興信所に、韓国大使館一等書記官であり、KCIAの有力メンバーといわれる金東雲が、金大中氏らを拉致するという国際的陰謀事件に関連する調査を依頼したかということであり、これはだれが考えても、金東雲が、KCIAグループとの興信所とが、特別なつながりや信頼関係があったとしか考えられないことでもあります。それでも政府は、この興信所が金東雲らの犯行と直接関係がないといつて済まされたいと思われるのかどうか、

はつきりしていただきたい。さらに、重大なことは、この興信所のメンバーは、二人とも防衛庁の特務スパイ機関である陸上自衛隊東部方面総監部調査隊の出身であり、所長は去る六月退職したばかりの三等陸佐坪山晃三、所員はその部下であり、現職の二等陸曹江村菊男であったという事実であります。このことは、この興信所が単なる民間の機関ではなく、擬装された自衛隊の特務諜略機関の一部であると言つても過言ではないじゃありませんか。

そこで、防衛庁長官、このような調査隊出身の自衛隊員が興信所を開設していたということを、事前に報告を受けておられたかどうか。また、このように例が他にあるのかどうかをお伺いしたい。さらに、今回明らかになった事実で、自衛隊調査隊と韓国CIAとが、きわめて密接な結びつきを持っていた疑いが濃厚であります。このことは、すでに防衛庁の発表でも明らかになりました。自衛隊幹部と韓国軍幹部が情報収集、視察などの名目でひんぱんな交流を行ない、緊密な提携を行なっている事実にもうかがわれています。先ほどの答弁では、韓国CIAと自衛隊とは結びつきがないと言いが、これでもその事実を否定されることができるとか、明確な御答弁を求めるものであります。

第三に、今回の事件は、金大中事件に韓国政府機関でありKCIAの有力メンバーである金東雲一等書記官が犯行に加わっていた事実は、ますます明白になり、わが国に対する主権侵害行為であることは、もはや疑う余地もありません。政府は、直ちに断固たる外交処置をとることを強く要求するものであります。もし、政府が、これだけの事実が明らかになりながら、金大中事件をこれ以上あいまいにし続けるならば、日本政府みずから主権侵害事件に手をかし、韓国の朴元共独裁政権と共謀しているとの疑いを晴らすことができないのであります。はつきり御答弁をいただきたい。

さて、筑波大学法案に対する質疑に入ります。
この法案の第一条部分は、御承知のように、医

か、文部大臣、はつきりお答え願いたいと思いま

はきわめて重大と言わなければなりません。その

は、この憲法、教育基本法の理念に基づいた大学自

科大学、養護学校、難治疾患研究所などの新設を
規定したものであり、その早急な開設は強く国民
から求められているものであります。だが、しか

さらに問題なのは、政府が本年十月開設、来年
四月開学を主張して、その開設を急いでいる筑波

結果が、いま直接国民にどれだけの被害を与えて
いるのか。総理、あなたは、寸刻も惜しんで血の

私は、筑波大学法案に関連して、この大学自治の
原則について、以下、総理並びに文部大臣に質問

し、第二条以下は、大学の民主的な慣行、自治を
破壊するために、学校教育法、教育公務員特例法
などの改悪をはかり、筑波大学の新設をはじめ、い

を行政的なものに、筑波大学にはグラウンドと
宿泊施設のほか、大学の教育と研究に必要な施設

また、総理並びに文部大臣、あなたたちは、まず
第一条部分を切り離して、筑波大学の創設を明記

政府が東京教育大学の計画に明らかに介入したこ
とを示すものでありますけれども、政府は一体こ

わゆる筑波方式の一般大学への波及を企図したも
のであって、第一条部分とは全く性質を異にする
ものであります。それだけに、第一条部分のみを

決定されておらないのであります。私の要求に
よって、政府が提案したいいわゆるカリキュラムな

あなた方は、何がゆえにこれらの人々を犠牲にし
てまで、憲法、教育基本法の理念に違反した大学

政府が東京教育大学の計画に明らかに介入したこ
とを示すものでありますけれども、政府は一体こ

をかくこともなく、筑波大学法案の本質を隠蔽せ
んとする政治的意図から、二つの全く異質的な部
分を同一法案に抱き合わせたのであります。現

がここでできるなどという具体的な証拠があるか
どうか、説明をお願いしたいと思います。さらに、こ

また、総理並びに文部大臣、あなたたちは、まず
第一条部分を切り離して、筑波大学の創設を明記

政府が東京教育大学の計画に明らかに介入したこ
とを示すものでありますけれども、政府は一体こ

在、第一条部分の成立がおくれ、国民の切なる願
いははばまれてあります。それだけではありませ
ん。そのために、昭和五十年には新たに開設を

このように、いま筑波大学にあるものは、ただ
研究、教育の主体たる教員から人事権などの管

また、総理並びに文部大臣、あなたたちは、まず
第一条部分を切り離して、筑波大学の創設を明記

政府が東京教育大学の計画に明らかに介入したこ
とを示すものでありますけれども、政府は一体こ

に、今日、大量の医師養成を必要とし、国民の医
療水準の向上が強く叫ばれ、そのために医師養成
計画の確立が急務とされているときに、政府みず

研究、教育の主体たる教員から人事権などの管
理権を奪い、学長、副学長の専制体制をつくり、

また、総理並びに文部大臣、あなたたちは、まず
第一条部分を切り離して、筑波大学の創設を明記

政府が東京教育大学の計画に明らかに介入したこ
とを示すものでありますけれども、政府は一体こ

をどのように考えておられ、その責任を感じてお
られるのか、このことをまず明確にしていだだき
たいと思います。

もって政府・自民党と財界の思ひままにするため
の反動的な管理機関のみであります。いわば筑波

また、総理並びに文部大臣、あなたたちは、まず
第一条部分を切り離して、筑波大学の創設を明記

政府が東京教育大学の計画に明らかに介入したこ
とを示すものでありますけれども、政府は一体こ

さらに、この医師養成計画などは、その結果大
幅に修正せざるを得ない状態になっていると思ひ
ますけれども、あくまでこの状態を放置しておか

このように、いま筑波大学にあるものは、ただ
研究、教育の主体たる教員から人事権などの管

また、総理並びに文部大臣、あなたたちは、まず
第一条部分を切り離して、筑波大学の創設を明記

政府が東京教育大学の計画に明らかに介入したこ
とを示すものでありますけれども、政府は一体こ

また、医学部、医科大学の発足が六カ月もおくれ
ている、この期間の学生の学業をどのように取り
返されるつもりなのか。とりわけ、医療技術短大

このように、いま筑波大学にあるものは、ただ
研究、教育の主体たる教員から人事権などの管

また、総理並びに文部大臣、あなたたちは、まず
第一条部分を切り離して、筑波大学の創設を明記

政府が東京教育大学の計画に明らかに介入したこ
とを示すものでありますけれども、政府は一体こ

の場合、修業年限は短い三年であります。これ
を取り返すような具体的な教育プランがあるかど
う

このように、いま筑波大学にあるものは、ただ
研究、教育の主体たる教員から人事権などの管

また、総理並びに文部大臣、あなたたちは、まず
第一条部分を切り離して、筑波大学の創設を明記

政府が東京教育大学の計画に明らかに介入したこ
とを示すものでありますけれども、政府は一体こ

の實現さへはばんできたのであります。その責任

このように、いま筑波大学にあるものは、ただ
研究、教育の主体たる教員から人事権などの管

また、総理並びに文部大臣、あなたたちは、まず
第一条部分を切り離して、筑波大学の創設を明記

政府が東京教育大学の計画に明らかに介入したこ
とを示すものでありますけれども、政府は一体こ

の實現さへはばんできたのであります。その責任

このように、いま筑波大学にあるものは、ただ
研究、教育の主体たる教員から人事権などの管

また、総理並びに文部大臣、あなたたちは、まず
第一条部分を切り離して、筑波大学の創設を明記

政府が東京教育大学の計画に明らかに介入したこ
とを示すものでありますけれども、政府は一体こ

には五名の副学長など管理者集団が入っているの
であります。これは明らかに教員の自主決定権の
制衡、教員自治の否定ではないでしょうか。教員
がみずからの人事を決定できないよう、どうし
て学問の自由、教育の自主性が確保できるのか。
文部大臣、はつきりお答え願いたいと思います。
人事委員会というのは教員集団であるのか、ある
いは管理者集団であるのか、そのどちらなん
でしょうか。このこともあわせて明確にされたい
と思います。これでも筑波大学が、大学自治の
原則に違反していないと大臣は考えておられる
かどうか、このことも明確に御答弁を願いた
いと思います。

大学自治の第三の柱は、すべて大学管理者とし
ての学長、部局長や評議員等について、いずれも
大学構成員が直接に選挙によって選ぶというこ
とであります。筑波大学ではこの原則は全く否定さ
れ、学長任命の管理者がきわめて多く、たとえ
評議会の構成を見れば、教員会議から互選される
者が全体の三分の二以下、三分の一以上は学長に
よる任命になっておるのであります。そのため
評議員の三分の二以上を必要とする学長リコー
ルの行使は、ほとんど不可能であります。しか
も、副学長や部局長たる学群長の選挙権さえ教員
集団にはないものであります。これでは、結局、筑
波大学方式とは、学長、副学長などの管理者集団
の独裁体制ではないのかと疑わざるを得ないので
あります。文部大臣、あなたは、これでも大学の自
治が保障されると思われるのかどうか。もし保障
されるとしたら、どのような根拠をもってそう言
われるのかを明確に示していただきたい。

ところが、筑波大学では、機能の効率化という名目
をもってこの二つは全く分離され、その面からも
学長専断体制がつくられるものになっているので
あります。そこで聞くが、文部大臣は、筑波大学
で管理責任と教育・研究責任とを分離された根拠
は一体何なのかということ、明確に御答弁をい
ただきたいと思ひます。

大学自治の第五の柱は、大学の管理が教育、研
究の現場から、すなわち下から上へと積み重ねる
システムをとらなければならないということであ
ります。大学は、企業や官庁のように上からの中
央集権的な管理ではなく、部局自治を基底にし
て、部局ごとの教育、研究、人事、予算はその部
局に決定権を与え、全学にかかわる問題のみ評議
会に決定権を与えるべきであります。ところが、
この原則を筑波大学では全く逆転させておるので
あります。これで真に創造的、自発的な教育、研
究ができるかどうか。文部大臣、どのようにこれ
を考へておられるのか、重ねて御答弁をお願い
いたします。

大学自治の第六の柱は、大学における教育、研
究、管理は、その構成員が直接に国民全体に對し
て責任を負わなくてはならないということであり
ます。教育については、教育基本法第十条に
より直接的教育責任の原則がすでに明示され、教
育、研究、管理について学外者のいかなる介入を
も排除しておるのであります。ところが、筑波大
学は、この原則をまったく否定し、参事会なる
学外者の介入を公認しておるのであります。大
学の社会的責任は、国民全体に対する責任であ
つて、参事会にたまたま選ばれた一部の人間や
グループに対する責任では断じてあり得ないので
あります。政府は、参事会から助言、勧告を受
け、参事会に報告を提出することによって、大学
がその社会的責任を果たすなどと言っておりま
すけれども、このようなことを政府がまじめに考
へておられるのか、率直な答弁を求めます。

生の自治を含まなければならないということであ
ります。学生の正当な自治活動を保障することと
教職員の自治とをあわせて、初めて大学の自治は
完全になるものであり、学生の自治を含まないよ
うな大学の自治は、とうてい自治の名に値しない
ものであります。筑波大学では、この学生の自治
活動を全面的に保障されるのかどうか、文部大
臣、明確に御答弁をお願いいたします。

大学自治の第八の柱は、大学の自治が国民の教
育権保障のために不可欠であるということであり
ます。憲法第二十六条は、国民の教育を受ける権
利を保障し、大学においても、その一環として学
生の教育を受ける権利を保障しなければならませ
ん。この国民の権利を基礎とすることによっての
み、公教育機関としての大学の自治はその本来の
機能を発揮するものであります。したがって、私は
学生の教育を受ける権利の確立こそ、あらゆる大
学改革の出発点でなければならないと考えていま
す。筑波大学にはこの原則の確立が全く見られ
ず、むしろ学生の教育を受ける権利は否定されて
います。そこで大臣に聞きますけれども、筑波大
学では、学生の自治組織が教育と研究についての
要求を提出する場合、これを反映させるような制
度的な保障がどこにあるのか、具体的に御説明を
願いたいと思ひます。

大学自治の第九の柱は、構成員の学問、思想、
言論、集会の自由等について、完全にこれが保障
されなければならないということでもあります。研
究、教育の場である大学において、自由の雰囲気
はその生命であり、自由の保障は一般市民社会以
上に必要であることは、言うを待ちません。そし
てその自由は、一方において国家権力により、あ
るいは他方左右の暴力集団によって今日侵害を
受けておるといふ事実があります。私は、これら
の大学における自由の侵害を排除しなくして大学
の自治は成り立ち得ないと思ひますが、政府はこ
の点についてどのように考へておられるのでし
ょうか。

大学自治の第十は、大学の自治とは、大学の構
成員が、機能上の差異こそあれ、身分的には平等
でなければならないということでもあります。とこ
ろが、現在の大学では、教員と職員との差別、教
員内部の教授、助教授、助手の差別などがあり、
これが大学の民主的改革の一つの障害にもなって
います。そこで、政府は、大学でこのような身分
による差別をなくする意思がおりかどうか。そ
ののための具体的な措置をどのようにおとりに
なるかを明確にお聞きしたいと思ひます。

本法案の国会提出を契機として、東京教育大学
の内部において、混乱と不信、対立は一そう大
きくなり、筑波大学への移行の準備は進まず、つ
いに学長不信任の動議にまで発展しております。正
規の評議会も、ただがちの事態が現に起こって
おるわけであります。このことは、東京教育大学
を母体にしてとか、東京教育大学で練り上げられ
た案を基礎としてとかいわれる政府の説明を、事
実をもつて反駁するものであります。もし文部大
臣が、東京教育大学自体の民主的な運営、筑波大
学への円滑な移行を望まれるならば、東京教育大
学内で真に民主的な十分な討議により、大学全体
の意思が決定されるまで、東京教育大学は存続
し、筑波大学の創設を延期すべきではないのか。
大臣、この点どう思われるのでありましょ
うか。

また、文部大臣は、大学管理法が成立してい
ないで、筑波大学の設置と管理運営を国立学校設
置法でやらせていただくとか、また、筑波大学以
外に、現行の大学と異なる組織管理を行なう大学
があれば、国立学校設置法第三項の三、第三項の
四を設ける旨を答弁しておられます。これは、学
校教育法と教育公務員特例法の改正とあわせて、
戦後四半世紀にわたって国民と国会の同意を得る
ことさえできなかった大学管理法を、そのま
まの形で出すのではなく、筑波大学の設置をモデル
として、行政的、財政的、ときには政治的誘導に
よって各大学に波及させようとするものではない
でしょうか。事はまさに重大であります。政府

は、国立学校設置法を改定して、大学管理法に實質させることを真剣に考えておられるのかどうか、明確な御答弁をお願いしたい。

さらに、私は、ここで問題にせなければならぬことがある。文部大臣は、一貫して、大学の改革にとつて障害になっているのは、大学の学部制であることを強調しておられます。一体、これほど大学の現状を知らず、欺瞞的な言辭はないと考えるのですが、どうでしょう。文部大臣は、一体、現在の大学改革にとつて、学部制のどこがどのように障害になっておられるのか、その理由と根拠を示していただきたいと思ひます。

現在、大学が自主的な改革のために必要としておるのは、学部制の廃止ではありません。教育、研究に必要な予算と定員の確保であり、講座制、学科目制による大学間の格差の是正であり、そして文部省がかねてより指摘しておる、大学の機能を徹底させておる講座制の廃止なのであります。これは何も法改正する必要は毛頭ございません。政府が、大学予算を増額する気ならば、このことは現行法のワクの中でも可能であり、政府の姿勢の変更だけで、これらのことは直ちに実現されるのであります。問題は、こうした本来文部行政がやらなければならない責務を怠りながら、大学を劣悪な条件のもとに放置しているところにあります。政府は、大学の切実な要望にこたえて、この大学の貧困さを抜本的に改善することの用意と決意があらわれるかどうか、総理並びに文部大臣の明確な答弁を求めます。また、大学教職員の一割をこえる非常勤職員を全面的に解消するとともに、大学に、過酷な首切りや、欠員を補充しないまま放置している第二次削減計画を、直ちに取りやめられる用意があるかどうか。

私は、この質問を終わるにあたり、最後に一言申し述べなければならぬことがあります。それは、本来、筑波大学が名実ともにわが国の誇るべき新しい大学として出発させなければならぬというのなら、すべての大学人の批判と反対

の中で、しかも、三たびにわたる議会制民主主義の破壊という自民党の暴挙によって、傷だらけで創設されるということは、これほど筑波大学自身にとつてのみならず、国民にとつても不幸なことではございません。この責任は、すべて田中内閣と自民党の負わなければならないのであります。戦後教育史を顧みてみるなら、教育の基本にかかわる重要法案が、すべて自民党の暴挙によって、議會を土足で踏みこむような行為によつて成立させられていくということを、私たちは絶対に忘れてはならぬと思ひます。教育基本法は、第十条で「教育は、不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負つて行われるべきものである。」としておりますけれども、まさに、た

び重なる自民党の暴挙の歴史は、この教育の理念を根柢から踏みこみ、多数の力をもつて教育に政治的に介入し、一党一派による不当な教育支配を続けてきたのであります。総理、あなたはこうした事実をどのように受けとめておられるのか、はつきり御答弁をお願いいたします。あなたの党のたび重なる暴挙こそ、今日の教育の荒廃と混乱を招いた最大の原因であるということを忘れてならぬと思ひます。

総理大臣、あなたは今日の教育の荒廃に重大な責任を負わなければならぬことをきびしく指摘しながら、私の質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣田中角栄君登壇、拍手〕
○国務大臣(田中角栄君) 加藤進君にお答をいたします。

まず第一番目に、自衛官の問題でお答えをいたしますが、自衛官は去る六月の二十六日に退職願を提出しており、事務手続の都合で八月一日に退職命令が交付をされておるのであります。自衛隊は、退職者については、その直前、年次休暇を利用して再就職の準備を認めております。本事業も右の事情下のものであります。自衛官は、金大中事件が起る以前の八月一日には職を離れておるわけでありまして、いずれにいたしましても、自衛

隊法第六十条の趣旨に照らしましても望ましいことではないと思ひますので、例規通達による再就職のための準備事項につきましても、十分注意をしまいたいと考えております。

医科大学等の設置をおくらせた責任、それから筑波大学の設立については準備も不十分だという趣旨の御発言に対して申し上げます。政府としては、無医大県を解消いたしますために、計画的に医科大学、医学部の設置をはかりたいと考えております。旭川医科大学等、今回設置する医科大学、医学部等の創設がすぐれたことは遺憾であります。法案の成立次第すみやかに学生募集を行ない、授業が開始できるようにしたいと考えております。

また、筑波大学の構想は、東京教育大学において長年にわたり練り上げられてきた構想を基礎とし、さらに多数の学識経験者の参加を求めて取りまとめられたものであり、その具体的な準備作業も、多数の教職員の積極的な支持のもとに順調に進められておると承知をいたしております。このようにすぐれた構想に基づく大学をすみやかに実現し、関係者の大学改革の意欲にこたえることが、大学に対する多くの国民の期待にこたえるゆえんでもあり、筑波大学の設置を延期するようなことは全く考えておりません。

大学運営に対する介入の意図があるのかという御発言でございますが、前に述べましたように、筑波大学の構想は、すべて東京教育大学の自主的な大学改革の構想に沿うものであります。このよう自主的な大学改革への努力を妨げたり、あるいはこれに不当に介入するようなことは全く考えておりません。

教員の人事権等について、教員、職員、学生の自治を保障せよという趣旨の御発言でございますが、現在、国公立大学の学長、学部長や教員の人事につきましても、教員の意思を基礎として進められるよう法律上の措置が講じられております。この点については、筑波大学におきましても基本

的に変わりはありません。ただし、教員以外の職員や学生については、教員人事等の問題に介入することは適当ではなく、そこにはおのずからなる限界があると考えておるのであります。

大学において管理責任と教育責任を分離する理由。大学における教育、研究の円滑な推進のためには、これを直接担当する教員の総意を的確に反映することが望ましいことは言うまでもありません。しかし、すべての教員が直接に管理の責任を負うことは、過重な負担を教員に負わせるばかりではなく、適切な管理運営も期しがたいので、教員の意向を基礎として、管理に当たる者の権限と責任を明確にすることが必要であります。筑波大学では、このような観点から、教員の総意を基礎としつつ、機能的な運営を確保することをねらいとした新しい管理運営の方式をとることとしておるものであります。

参与会について申し上げます。大学が社会公共の機関として広く国民の要請を適切に受けとめ、これを大学の運営に反映していく必要のあることは言うまでもありません。このような意味で、筑波大学においては、学長の諮問機関として参与会を設け、学外の良識ある意見を大学運営に反映させ、国民のために開かれた大学を目ざしておるのであります。

学生の自治組織を保障するということでございますが、学生の自治活動の正常な運営のためには、学生が自己の責任において規律のある行動をとることが必要なのであります。学内で暴力行為が発生するような状態が学生の健全な自治活動とはいえないのであります。大学としては、しっかりとした指導体制を確立すべきであります。筑波大学においては、学生の規律ある自治活動が行なわれるものと期待をいたしております。

学生の自治組織の要求を大学の管理運営に反映させよという趣旨の発言であります。憲法第二十六条に規定されておる通りに、国民は能力に

であります。このことは、教育を受ける立場にある学生が、大学の運営に關与する権利を持つことを意味するものではありません。

筑波大学等においては、學問、思想、集会の自由を保障することであり、學問、思想、集会の自由が尊重されるべきことは言うまでもありません。また、集会の自由も、大学の使命に反しない限り尊重されるべきものであります。もとより、大学の構成員は、立場に応じてそれぞれの義務と責任を有するものであり、自由の名のもとにこれらの義務を怠り、あるいは大学の正常な運営を妨げることがあつてはならないのであります。

本法案を大学管理法にする意図があるか、ないか。今回の法案は、新構想に基づく筑波大学の創設をはかることに、大学制度を弾力化し、大学改革の推進をはかることとするものであります。筑波大学は大学改革を実現しようとする一つの方式であり、これを一律に他の大学に及ぼそうとするものではないと見做さなければなりません。したがって、今回の法案は、大学の管理運営を一般的に規定する大学管理法とは、性格を異にするものでございします。

残金は文部大臣から答弁いたします。(拍手)

〔國務大臣(奥野誠亮君) 總理から詳しいお答えがございましたので、重複は避けさせていただきます。〕

文部省と筑波大学との關係は、文部省と他の国立大学との關係と全く同じでございますので、筑波大学が大学の自治破壊といふことにつながることは、全然ございません。

医師養成の問題につきましては、無医大解消をすみやかに達成するように努力を続けていきたい、かように考えております。

筑波大学の学生の學業は、二年で新入生の問題は解決しなければならぬ、こう考えておるわけでございます。

東北大学に設けられます医療技術短期大学部

は、現在あります各種学校、これを短期大学部に昇格させるものでございしますし、学生はすでに養成所に入つてゐるわけでございます。これが、短期大学部がございしますと、それにかわつていくだけでございします。これらの方々の學業には支障は生じないわけでございます。

筑波大学のカリキュラム、また、ユニークで総合的なカリキュラムということについてのお尋ねがございましたが、先ほど裁原議員にお答えさせていただきましたことと御了解を賜りたいと思ひます。

學部解体の必要があるのかというお話がございました。学校教育法にお示ししておりますように、學部をやはり今後も原則にしておるわけでございます。しかし、これとは違つた教育、研究の基本的な組織も、とうとうと思はれるんです。よく、こう書かせていただきました。學部でうまくいかない場合のことで申し上げますと、學術面、これはだんだんだんだん深く入つていく、それをそのまま教育に持つていきますと、教育は幅広い人間、變化に対応できる人間を育てていかなければならぬわけでございますから、學生がかなり不満を示してくると思ひます。同様、また學術は、學部をこえて、學部の領域をこえて非常に關係が広まつてきてゐるわけでございます。環境問題や公害問題を考へていただくとき、學部の壁を破つて力を合せていかなければならぬ、そういう問題が非常に多いわけでございます。そういういろいろなことを考へてまいりますと、違つた組織、これも大切だといふことを御理解いただけるのではないかと、かように考へるわけでございます。

また、筑波大学につきまして、憲法や教育基本法に違反する大学であり、國民の期待に反するとのお話がございましたが、私たちは、國民の大多数は大学の改革に非常な熱望を寄せてゐるものと、かように考へておるわけでございます。また、国立大学協議会や日本學術會議のこの引例

がございました。私は、これらの意見につきまして、筑波大学を創設する、新しい試みをするにとつては特段の異論はないけれども、それを他の大学に一律に押しつけていくということについては疑念を感じる、というような仕組みの意見であつたというように解釈をしておるわけでありまして、理解が相互にかなり違ふというように思はせていただいたわけでございます。

徳島大学についてのお尋ねがございました。大学におきまして自主的な大学改革構想を正式に取りまゝと、その実現を要望する場合には、その構想について十分検討を行ない、実現のために必要な措置を講じてまいりたいと思ひます。徳島大学におきましては、かねてから、教養部を改組し、これを教養學部とする構想が教養部を中心

に検討されておりました。この構想は、基本的には広島大学の総合科學部構想とはほぼ同じ観点に立つもので、全學の一般教育の体制を改善するとともに、學際領域の教育、研究を進めようとするものでございします。ただ、同大学からは、他に重点を置いてゐる要求もございまして、また、構想の具體的内容について全學的検討が十分尽くされてい

ないと思はれる点も見受けられますので、概算要求に取り上げるには至つていないわけでございます。今後、大学の検討を待ちたいと思ひますが、このような構想の具體化を進めてゐる大学は他にもございしますために、これらを含め一般的に大学改革調査に要する経費を、昭和四十九年度予算案に概算要求してゐるところでございます。

人事委員会に人事が握られるために、先生方の意向が反映しないのじゃないかというお話がございました。人事委員会の委員も全部学校の先生方でございます。副学長といへども同様だと考へるわけでございます。これは、連絡調整的な役割に私は重点があるのじゃないか。基本になりますものは、やはり学校の先生方が専門委員會をつくつて、そこでおせん立てされる。おせん立てでき

まつたものが人事委員會で確認される。こういうような運用になつていくものと、こう存じておるわけでございます。大学の自治の内容は、筑波大学に職を奉ぜられる皆さん方において、今後、學則、慣例の積み上げを通じてつくり上げていただけるものと、かように存じておるものでございします。

直接選挙で選出問題がございました。この点につきましても、總理からお答えいたしましたので、私からは省略させていただきます。

また、企業管理との違いについてお尋ねがございました。大学では、教育と研究の円滑な実施を第一義とする管理運営の方式がとられるべきであることは言うまでもございしません。この意味で、利益の追求を目的とする企業管理とはおのずから差異があることは当然でございます。大学の教育、研究を円滑に推進するために、大学の運営として行なわれなければならないことは、教育、研究の職務のほかに教員に多くの負担を課するばかりでなく、全体として適切な管理運営も期待しがたいので、教員の総意を受けて管理に当たる者の権限と責任を明確にすることが望ましいと思ひておるものでございします。

また、参事會について御意見がございました。筑波大学は、充足にあたりまして、象牙の塔にこもつた大学じゃなしに、社会に開かれた大学としてみずからを律していきたい、こういうことで参事會の構想も出されておるわけでございます。これが干渉にわたるか、わたらないかは、参事會の権限が學長の諮問機關にとどめられておるわけでございますので、それだけ、信念を持つて教育、研究に当たつていただく先生方でありまして、限り、干渉というようなことはあり得ない、かように考へておるものでございします。

學生の自治についてのお話がございました。憲法二十六条についての考え方かなり違ひがあ

つたものが人事委員會で確認される。こういうような運用になつていくものと、こう存じておるわけでございます。大学の自治の内容は、筑波大学に職を奉ぜられる皆さん方において、今後、學則、慣例の積み上げを通じてつくり上げていただけるものと、かように存じておるものでございします。

直接選挙で選出問題がございました。この点につきましても、總理からお答えいたしましたので、私からは省略させていただきます。

昭和四十八年九月二十五日 参議院會議録第三十九号 国立学校設置法等の一部を改正する法律案(前会の続)

きた、かように考えております。(拍手)

〔国務大臣江崎真澄君登壇、拍手〕

るなと私は伺わせたいたわけでございます。憲法が国民に対しては教育を受ける権利を保障いたしました趣旨は、すべての国民が教育を受けることができるように国政を処理することが国の責務である旨を宣言した点にあると思っております。かような国の責務の具体化につき、国民の持つ受益の地位が教育を受ける権利にほかならないものと、かように考えておるわけでございます。どの大学でも自由に入れるのだというようなことを保障したわけでないことは、言うまでもないと思ひます。国民の持つこの受益の地位は、教育をその能力に応じてひとしく受けることができるという地位、ここに問題の主たる点がある、かように考えておるものでございます。

大学の使命であります教育、研究の円滑な推進のためには、これを直接担当する教員の総意を基礎とした運営が行なわれる必要がございます。このような意味で、筑波大学におきましては、学群、学類、学系など教育、研究の基本となる組織に置かれます教員会議を基礎とし、これと緊密な関連のもとに評議会、人事委員会など全学的な管理運営組織を整備し、学長を中心として教員の総意に基づき、全体として調和のとれた機能的な運営をはかることとしておるわけでございます。

大学の助手のことについてのお話でございます。大学の教員につきましては、現在、教授、助教授、講師、助手の職制がとられておりますが、学部講座制等の教育、研究の組織のあり方とあわせて、今後慎重に検討する必要があると考えております。特に助手の位置づけについてはあいまいな点が多いわけでございまして、研究者の第一歩という性格を持っておりまして、また補助者という性格も持っているわけでございます。大学関係者等からも再検討が求められているところでございます。

最後に、大学の予算や定員の確保に努力をしろというお話がございまして、まことにこともっともなことでございますので、最善の努力を払って

〇国務大臣(江崎真澄君) 答え申し上げます。

私立の探偵社から警察に申告があったのはいつか、これは金大中事件が発生いたしました数日あとのことでありまして。私に報告のありましたのも、その直後であります。報告の内容は、先ほどから申し上げておるとおりであります。

国家公務員の自衛隊員が関係していたのに、なぜ発表しなかったのかというお尋ねであります。これは自衛隊員が業務として何ら関係していたものではありません。退職者及びすでに辞表を出しておる者が、私企業である探偵社のいわゆる営業として、業務として、事件前、所在調査をやったものでありまして、警察としましては、本人からの申し立てもあり、証人の保護、捜査の秘密保持上公表をしなかつたわけでありまして。これは先ほど申し上げましたが、エレベーターでの目撃者のその証人、これについても身元等については明らかにしないで今日に至っております。特に金東雲書記官について、韓国側が本事件には無関係である、こう言っておるときに、現在わがほうの捜査した手の内を全部あからさまにするなどということとは、捜査の常識から申ししてもできないこととあります。

それからこの探偵社と佐藤と名の男と特殊関係があったのではないかと御質問であります。男は、自分の身分や連絡先は明らかにしないで依頼をしてきた、連絡先もわからなかつた、いわゆる一方通行で調査を依頼された、こういうふうな探偵社は申しておるのであります。もし特殊な、疑われるような特殊な関係や秘密がありとするならば、これは探偵社という性格上、黙ってはおかねばならないこととあります。しかし、金大中事件が新聞に掲載されましたより、実はと云って捜査当局に申し入れがあったということは、やはり何ら関係がないことを証明する一つであると

いうことが申し上げられる。したがって、この探偵社は、もとより事件そのものには直接の関係はありません。むしろ証人的な存在の人たちである、こういう認識で捜査を継続しておる次第でございます。(拍手)

〔国務大臣山中貞則君登壇、拍手〕

〇国務大臣(山中貞則君) 先ほど安永さんに答弁をいたしました後、わかりました事実がございまして、御報告とお並びを申し上げます。すなわち、八月の一日に決裁が出たと申しましたが、事実は、七月の十三日に東部方面総監より本人に対して、退職決裁をする、すなわち八月一日には退職できるという旨の指示をいたしておりました。本人もその退職の決裁を承知しておりました。十三日付でございます。以上、つつしんで訂正をさせていただきます。

さらに、先ほどお話ししたスパイ機関、特務諜略機関ではないかというお話でございますが、これは先ほど御答弁しましたように、調査隊は外部からの働きかけその他に対して部隊を防護するための必要な情報、資料の収集、整理及び調査ということをやっております。内部的な業務に専念しているものでございます。したがって、外国の情報、調査等はやっておりません。

さらに、今回の事件で興信所を開設したことを事前に報告を受けていたかということとあります。が、そのようなことは報告を受けておりませんが、ほかにあるかということも含めて、退官後どのような職業を選んでいるかについては、退官した者については調査その他はいたしておらず、できないわけでありまして。

なお、韓国との交流がある、したがって、これは日韓の間のそのような特殊な結びつきを意味しているのではないかとのお話でございますが、交流はございまして、資料等もすでに提出してございますが、これは表敬訪問とか、部隊、施設その他の視察というもので、通常の他の国のものと何ら変わりはありません。(拍手)

〔国務大臣齋藤邦吉君登壇、拍手〕

〇国務大臣(齋藤邦吉君) 私に對するお尋ねは、医師の養成の問題でございますが、当面の目標といたしまして、昭和六十年までに人口十萬對醫師百五十人、こういう目標を立てて計画的に進めておるわけでございまして、この法律案も、その計画の一環として提案されたものでございまして、医師の養成には相当期間がかかることとございまして、どうか一日も早く、一括して成立させていただきます。どうか一日も早く、一括して成立させていただきます。どうか一日も早く、一括して成立させていただきます。

〇副議長(森八三三君) 加藤進君。

〔加藤進君登壇、拍手〕

〇加藤進君 答弁に不足でございますから、若干の時間をかけて再質問をしたいと思います。数々疑問や問題点が出てきておりますし、これに対する政府側の答弁は全く不誠意なものであることをまず指摘して、きょうはここで、限られた時間でございますから、こまかい説明は必要ございません。イエスカノーカをはっきりしていただければいいような質問をさせていただきますから、御答弁を願いたいと思ひます。

大学自治の問題、私は十項目について質問いたしました。ほとんどそれに対する明確な答へはありませんから、重ねて確認をいたします。

第一は、大学の自主改革や大学内の人事、予算編成などについて、政府はこれに介入しないとはっきり言い切れるかどうか。この点のイエスカノーカをお聞きしたい。

第二は、教員人事の教員集団による決定など、教員の自治を保障するかどうか。この点もはっきりしていただきたい。

第三、筑波大学は管理集団の独裁体制ではござ

いせんとおつしやいますけれども、それでは、学長、部局長、さらに評議員に対する教員集団の選挙権を認めているのかどうか。これもイエスカノーかでお答え願いたい。

第四は、大学の管理責任を教員集団がになうという、いままでの大学慣習法を尊重されるのかどうか。これもイエスカノーかでお答え願います。

第五は、筑波大学では、中央集権的管理方式をとられるのか、とられないのか。とられないとするなら、その保障はどこにあるのか。これも明確にしたい。

第六、一握りの参事会をつくることによって、大学の社会的責任がほんとうに果たせるのかどうか、その根拠を明確にしたい。

第七番目、学生の正当な自治活動を保障されるのかどうか、これも答弁漏れでございしますから、明確にしたい。

第八は、学生の教育権を認めて、これを保障されるのかどうか、この点も明らかにしたい。

第九、大学の構成員の学問、思想、言論、集会の自由を保障するの、しないのか、はっきりしておりませんか、これもはっきりしていただきたい。

第十、大学の構成員には身分上の差別が今日もありません。一体、文部大臣はこの身分上の差別をなくされるのかどうか、この点もイエスカノーかでお答え願いますから、御答弁をお願いいたします。

最後に、文部大臣は、筑波大学法案は変形した大学管理法ではないと、こう言っておられます。それでは聞きますけれども、新たに大学管理法を出すこともあり得ると言われるのかどうか。来年八月には、大学臨時措置法が切れるのでありますけれども、その場合はどうされるのか、この点をお尋ねいたします。

終わります。(拍手)

〔国務大臣奥野誠亮君登壇、拍手〕

○国務大臣(奥野誠亮君) 第一の、大学の自主改革は、あとう限りこれを尊重してまいります。しかし、予算等につきましては制約もございしますので、一切大学の言いなりだというわけにはまいらないと思ひます。

第二番目、教員の人事につきましては大学におまかせいたします。基本的にはおまかせします。法令に反しない限り、おまかせをいたします。

三番目は、選挙権のお話がございましたが、これはどのようにやるかは、法令にきめました以上のことばは評議員会が学則等できめていくこととございまして、これも大学みずからきめていくこととございします。

四番目、ちよつと私わかりにくかつたのですが、慣習法をどうのこうのということとございしましたが、特段に、いままで大学が慣例としてまいりましたようなことを、この際、特にこれらをやめさせるという特別な意図は持つておりません。

第五に、中央集権的管理方式をとるかとなぬかということがございしましたが、先ほど来申し上げておりますように、人事委員会等、主として企画、連絡調整、どなたかの委員が御発言になったようなことで運営されることが中心になるのにならうかと、こう思つております。

第六の参事会は、私は重要な役割りを果たしてくれるものと、かように考へております。

七番目の学生の自治活動、これも、どの範囲まで自治にゆだねるかは大学当局がきめていくべきものだ、限界はあると思ひます。

八番目の学生の教育権につきましても、先ほど憲法の解釈について違ひがあるということをお指摘申し上げたとおりでございします。

九番目の言論、集会の自由につきましても、これも、総理から詳しいお話がございましたとおりでございします。

十番目の身分上の差別につきましても、助手のことについてお話ししたとおりでございまして、研究課題になつてゐるところでございします。

変形した大学管理法、大学管理法をつくつていくつもりがあるかどうかというお話がございしましたが、現在は全然考へておりません。(拍手)

○副議長(森八三三君) これにて質疑は終局いたしました。

午後二時まで休憩いたします。

午後四時四十九分休憩

午後二時五十分開議

○議長(河野謙三君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

国立学校設置法等の一部を改正する法律案に対し、討論の通告がございします。順次発言を許します。安永英雄君。

〔安永英雄君登壇、拍手〕

○安永英雄君 私は、日本社会党を代表し、国立学校設置法等の一部を改正する法律案に反対し、一部を改正する法律案に賛成の討論を行なうものであります。

まず、私は、本法案の本案審議が、去る七月十七日午後三時三十分、文教委員会において松永委員の質問の途中央として行なわれた強行採決に基づき委員会審議報告によつて進められてゐることについて、はなはだしい不満と憤りを表明しつつ、本法律案に対する反対の理由を明らかにしたいと存じます。

まず第一は、本法律案の提出のしかたであります。すなわち、旭川医科大学の設置、山形、愛媛両大学の医学部の増設や久里浜看護学校の新設など、当面している緊急な政策課題にこたへるもので直ちに国民的合意が成立するものと、筑波大学の創設と今後の大学管理政策を方向づけようとするもので、学問の自由、大学の自治の侵害のおそ

れがあり、大学関係者、国民の間に多くの異論のある問題を抱き合せて提出されている点についてであります。

わが党は、再三この不当性を突き、分離を主張したのでありますが、政府・与党はかたくなに拒否し、国民の期待を裏切つてきたのであります。

政府・与党の意図は、一つには戦後数次にわたる大学管理法制定の挫折にかんがみ、技術的な改正の外観をとることによつてこの法案の重大性をおおい隠し、国会運営を容易ならしめようとするものであります。その二つには、医科大学、医学部の設置など受験生や地元の強い要望にこたへられた世論を背景に、反対運動を分断しようとするものといえましよう。国民、国会の前に問題の本質を明らかにし、その審判を仰ぐことを政府・与党の態度といわなければなりません。まさに、国民を欺瞞するもので、きわめて不当なやり方というべきであります。これに対してわが党松永忠二君提出の国立学校設置法等の一部を改正する法律案は、まさにこの趣旨に基づいた内容であるわけでありま。

第二は、筑波大学構想が、あたかもその母体である東京教育大学の自主的な意思決定に基づくものごとく装いをこらしながら、政府主導の中教審型の構想であるということでありま。

東京教育大学は、筑波移転に端を発して、予想を越える混乱、混迷の中にあります。新構想は評議会決定といわれておりますけれども、文学部、教育学部、体育学部は最終決定をしておらず、また、全学教官の約四割の反対の中で定められたものであります。さらに、東京教育大学の参考人の証言でも明らかによ、東京教育大学が決定したものとされる基本計画案は、大学の自主的決定にはほど遠いものがあり、文部省の強い指導に基づくものといえるのであります。

そればかりか、筑波大学の構想は、筑波におけるビジョンと移転を踏み絵として、学長とそのブレーンによる専決体制のもとで筑波構想が具現さ

昭和四十八年九月二十五日 参議院會議録第三十九号 国立学校設置法等の一部を改正する法律案(前会の続)

れていったと言つても過言ではないのであります。東京教育大学の学問の自由、大学の自治と民主主義は、死滅の危機に瀕しておるものと言わなければなりません。筑波大学の核となるにない手は、東京教育大学の教官であり、特にその執行部が推進者であります。東京教育大学の現執行部が筑波構想推進の中で示した非民主的体質や行動様式を考へ、また、教官間の筑波移転をめぐる対立や不信感の根強い存在を考慮すると、筑波大学がどんな大学になるか想像を絶するものがあります。制度や組織は、そのにない手である人間によつてその内容が左右されるのであります。その上、筑波大学の性格が集約的であることを考えると、筑波大学の大学自治、学問の自由は危険なまじりないものと断定せざるを得ないのであります。

第三は、筑波大学における研究と教育の分離の思想と組織についてであります。今日の大学問題の最大の課題は、大学の大衆化と同時に、教育水準の維持向上をはかるという二律背反の両立をどうはかるかということであり、また、したがつて、現在必要なことは、政府が大学への財政投資を惜しみ、大学の質の低下を招き、教育を崩壊せしめたことを深く反省し、大学の人的、物的な条件整備にこそつとむべきであります。

しかるに、研究と教育を分離する構想は、学問の精髓を教育するのでなく、就職の手段として企業に要請にこたへる程度のもので、科学技術の進歩から求められる高い水準の研究者の養成とを分離し、現在の教育水準の低下した大学を肯定し、低水準に大学を置こうとするものと言わなければなりません。この構想は、中教審の答申と軌を一にするものであります。学問研究を基礎とし、ない大学は、もはや大学ではあり得ないのであります。文部省は、教育組織と研究組織の分離をはかるもので、教育と研究の分離をはかるものではないと強弁しておりますが、研究と教育の組織的分

化は必然的に研究と教育の分離をもたらすことは明らかであります。

さらに、法案は、大学に学部以外の研究教育組織を置くことができることとしておられます。これは研究、教育を一体としてとらえた伝統的な大学観とは異なる、新しい文部省の大学観に立ち、今後の大学政策を根柢から変えていく政策意図を持っているものと判断しなければなりません。大学改革はあくまでも自主的の改革でなければならず、政府主導の改革は断じて許されないと述べてあります。

第四は、筑波大学の管理運営の方式であります。

筑波大学では、管理と研究教育との機能を分離するといふ考え方に立ち、研究教育を新しい管理制度のもとに支配し、大学の自治、学問の自由を侵害するおそれがあるということであり、また、学外者を含め得る副学長制や参事会、さらには人事委員会その他多数の審議会等の設置は、大学の管理運営の集権化をはかり、効率化をねらう、いわば大学の合理化政策であります。

このような制度のもとでは、教育と研究をサポートすべき大学の管理運営が、逆に上から研究と教育を管理し、研究と教育の自由を窒息させることになることは必至と言わなければなりません。筑波大学が自由のない大学の道を歩み、大学紛争の激化をもたらすことは火を見るよりも明らかであります。先年続発した大学紛争の真の原因を究明し、反省することなく、みずからの都合のよいように認識するといふ政府・文部省のきわめて一方に偏した態度が、ここにも明確に読み取れるのであります。このことは、学生、職員等の明確な位置づけを欠いている点にも明瞭にあらわれ、確かな位置づけを欠いている点にも明瞭にあらわれ、道を開き、教官の人事権を学部長から人事委員会に移したことは、憲法の示す自由を軽視するものと断ぜざるを得ないのであります。

以上申し述べましたように、本法案は今後の大

学のあり方の根本にかかわる問題であると同時に、憲法、教育基本法の本質、大学の自治、学問、思想、信条の自由の本質にかかわる重大な問題であります。一片の技術的な改正では済まされない問題であります。政府提案による国立学校設置法等の一部を改正する法律案に対しては、あらためて強く反対の意見を表明し、松永君提案にかかる国立学校設置法等の一部改正案に賛成し、討論を終わるものであります。(拍手)

○議長(河野謙三君) 楠正俊君。

〔楠正俊君登壇、拍手〕

○楠正俊君 私は、自由民主党を代表して、たゞいま議題となりました国立学校設置法等の一部を改正する法律案に対し賛成の討論を行なうものであります。

数年前の激しかった大学紛争は、単に大学だけでなく大きな社会問題として、いまだわれわれの記憶に新たなものがあるものであります。大学制度は曲がりかどにきていて、再検討期に達したと言いはれてから久しいものがありますが、しかしながら、真に大学が発展する社会の情勢に即応して、新時代にふさわしい本質的な改革が行なわれ、たか、道徳ながらきわめて疑問であります。いまもなお、古い時代の治外法権的な大学自治の理念が、象牙の塔の感覚的教育、研究の理念が、閉鎖的な人事管理の体質が、多くの大学に依然として固定化し、温存しているものであります。

このようにときに、東京教育大学が自主的に練り上げた構想を基礎として、他の大学などの学識経験者の協力を得て、そのすぐれた伝統と特色を受け継ぎ、しかも、これまでの制度やしきたりに縛られない、全く新しい試みの筑波新大学の創設を迎えんとしておりますことは、わが国大学制度の独創的革新の先鞭をになうものであります。東京教育大学等関係者の長い苦節とその勇断に対し、深甚なる謝意とあわせて満腔の賛意を表するものであります。

筑波大学は、東京における悪化をたどる教育環境を離れて、北に筑波山、東に水郷霞ヶ浦を控えた、美しい松林と野の花に囲まれたすばらしい自然環境の中で、新構想による新しい時代の要求にマッチした最高水準の教育と研究を行なうものであります。法案の骨子は、従来の学部制度を廃止し、学群、学系を採用して、教育、研究の効果を高める。参事会を設け、学外の良識ある声を反映させ、開かれた大学とする。副学長を設け、大学の適正な運営管理を行なう。教授会のかわりに人事委員会を設けて、人事を閉鎖的にしないなど内容とするものであります。本改正案をめぐる問題点につきましては、さきの私の代表質問に対する政府答弁などにより、すでに明確にたゞされておりますので、以下の点について所見を述べたいと存じます。

私は、国立大学が国民の血税すなわち国の予算によつてまかなわれているからには、その教育、研究の効果は当然国民に還元すべきものであるし、また、国民の求めに即して、大学はこれにこたえなければならぬ責務を持っていると思うのであります。ここに一つの例として、最近、大きな社会問題となっている巨大都市問題を取り上げ、現在の大学の研究体制がこれにどう対処し得るかという点について触れてみたいと思つております。

大都會に青空がない、水がない、住宅難、通勤・通学難、物価高など、一体大都會の将来はどうなるか。経済企画庁は、「このまま産業と人口の集中が続けば、東京、大阪などの巨大都市圏は、昭和六十年には国土資源の限界をこえる深刻な事態になる。」と、憂うべき警告を発しております。東京圏、つまり一都三県の現在人口二千四百万人が、昭和六十年には三千三百万人以上になるだろうと予想されております。そうならば、大都會は水や電力の不足が慢性化し、住宅難や交通難はひどく、ごみ処理施設はその処理能力を失つて、環境水準や社会生活の水準は一そう悪化が懸

念されるのであります。この深刻な巨大都市をめぐる諸問題は、いまや全国民が衆知を集め総力をあげて取り組まねばならぬ難題であります。国家的な、国民的なこの難問の解決には、政府、与野党たるを問はずこれに当たることはもちろんであります。同時に、大学も学問的成果としてのビジョンを確立し、それを提言すること、大学の国民に対する使命であらうかと考えるのであります。

たとえば、わが国大学八百九十九の中で代表的な東京大学は、国立大学予算の一角を占め、教職員の数九千三百人を擁し、世界的水準の学者も数多くおるのであります。この東大において、今日の巨大都市をめぐる幅広い課題に対して、どのような研究に取り組む、学問的に精密なプランを打ち出したか、われわれ国民の関心と期待の存する問題であります。残念ながら、大学全体の英知を結集した答えは返ってこなかったものであります。それはなぜか。いかに個々に優秀な学者、研究者がそろっている東京大学におきましても、研究者が共同してこれが研究に取り組み得ない学内体制のいびつがあるからであります。すなわち、明治以来の学部、学科、講座という古い型のからが、他大学との、他学部との横の共同研究を拒み、学部内だけのセクシヨナリズムに終始せざるを得ない、連帯性のない内部組織となっているのであります。学術の進歩と流動する社会に就いて、機敏に、機動的に対処し得ない大学体制の古さがここにあらたのであります。いまこそ、われわれはここに鋭いメスを入れないといけないと思ふのであります。ここに新しい筑波大学が、従来の閉鎖的な学部のからを破って、学部、学系という新しい構想を打ち立てて、社会の進歩発展の分野に総合的にまた柔軟に対処できる教育組織、研究組織が誕生されようとしておりますことは、国民期待の大学改革の一つの光明として喜びにたえぬところであります。

以上、学部制度の今日的欠陥を例示して指摘し

てまいりましたが、今日、幾つかの大学において、さきの学園紛争の苦い体験を考慮して、各大学で自主的改革プランが検討されておりますが、私は、この筑波大学が、今後どのように大学改革に取り組むべきかを模索している大学にとつて、どんなにかその指針になり、勇氣と自信を与えるか、はかり知れぬ大きな意義と役割を持つていふところのところであります。このような、すぐれた独創と思ひ切った革新的な新構想の大学に対し、これに反対する諸君は、従来のかたくなな態度に終始し、進展する社会の、国民の要請に目をおおいて、ただいたずらに、その運営の最悪の状態のみを故意に想定し、執拗に観念的に反対する心理は、われわれのとうてい理解のできないところであります。

終わりに、学制発布以来百年、いまや世界に誇る高い教育水準と、学問的金字塔を打ち立てているわが国教育が、この筑波大学の創設という大学改革が契機となつて、スケールの大きな、しかも知・情・意のバランスのとれた人間育成という教育本来の理想像への第一歩となることを期待して、本案に対する私の賛成討論を終わります。

(拍手)

○議長(河野謙三君) 田代富士男君。

〔田代富士男君登壇、拍手〕

○田代富士男君 私は、公明党を代表いたしました。政府提出の国立大学設置法等の一部を改正する法律案に対して、反対の討論を行なうものであります。

初めに、去る十月十七日、参議院文教委員会では、本法案の審議に入つた直後、突然、政府・自民党による強行採決が行なわれたのであります。この暴挙のために、国民の政治不信はいよいよ高まり、政府・自民党に対する強い不信の声が国民をおおひ、国会史上ぬぐい去ることのできない汚点をまた一つ残してしまつたのであります。しかも、その議題は、日本の教育の将来を左右する筑

波法案であり、断じて許しがたい暴挙と言わざるを得ないのであります。私は、かかる政府・自民党の体質を根本的に改めない限り、国民の田中内閣に対する支持率の低下は、ますます加速度を増すことになると思ふのであります。私は、全国民を代表して政府・自民党の猛省を促して、本論に入りたいと思ふのであります。

さて、反対理由の第一は、本法案は、大学改革の基本たる自主改革の精神を踏みにじつていふこととあります。

政府は、事あるごとに、いわゆる筑波大学構想は、東京教育大学の自主的改革である主張し続けているのであります。ところが、東京教育大学には、学内自治の民主的な原則として、大学の決議は全学部の一致のみに限るとする、いわゆる朝永原則といわれるものが存在しているのであります。しかるに、筑波大学構想なるものが打ち出されてからの同大学の内部は、賛否両論に分かれてしまつたために、とても朝永原則による自主改革は望めない状態におちいつてしまつたのであります。政府が、学内自主改革だと幾ら強弁を繰り返しても、当の東京教育大学の内部がこのような状態では、政府のいう自主改革論は全くの偽弁にすぎず、まことにその責任は重大であると言わざるを得ないのであります。しかも、皮肉なことに、東京教育大学の内部でつくられた改革案と、文部省内の創設準備会の案とは大きくかけ離れた内容であり、政府は、改正法案の一体どこをさして自主改革といふのか、まことに理解しがたいものであります。

第二は、改正法案は、いわゆる学問の自由をじゅうりんする、まことに危険この上ない内容を含んでいるといふこととあります。

すなわち、今日まで伝統的に築かれてきた学問の自由は、大学とその学部の自治によつてささえられてきたのであります。ところが、改正案によれば、学部、学系という新しい体制のもと、教育と研究を分離するのみならず、学内人事や財政

に関する権限を、一切、文部大臣の直轄たる副学長に掌握させることになつていふのであります。これでは、一体どこで真の学問の自由が保障されるのであります。学問の自由とは、単にその内容のみの自由をさすだけにとどまらず、むしろ、そのために人事や財政の十分な保障があつて初めて保障し得るものであることは、言うまでもないことであります。

第三に、筑波大学の管理運営方式は、文部大臣の腹心となる学外者を強制的な権力を持つ参与会に参画させることによつて、大学を政府の意向する方向にコントロールすることが可能となつており、まことに憂うべきことと言わなければなりません。

むしろ、大学は、教職員と学生の自治を最大限に認め、学内学部の自主性を尊重してこそ、その社会的責任を果たし得るものであり、学長の権力集中という筑波方式は、きびしく批判されなければなりません。教育学者として著名なイギリスのエリック・アッシュビー氏は、大学管理の目的は、教授や学生の自主性の發揮にあると、みごとに喝破してゐるのであります。私は、政府の時代逆行の大学自治の侵害を、断じて許すことができないのであります。

第四に、この筑波方式といわれるものは、他の国立大学にも波及し得るというものであり、その一般化による新しい混乱が予想されるというものであります。

政府は、筑波方式を筑波大学の新設に限るとしながら、同時に関係法律の改正をもあわせて提案するなど、その弾力的運用を意図した二枚舌ぶりには、驚くべきことと言わなければなりません。これはまさしく、政府・自民党が悲願とした大学管理法の代案であることは明白であります。すなわち、今後、新設、移転されるすべての大学について筑波方式の適用が考えられ、もし従わぬ大学があるならば、財政的措置で圧力をかけるなど強制的に筑波方式を誘導することができるのであります。

昭和四十八年九月二十五日 参議院會議録第三十九号 国立学校設置法等の一部を改正する法律案(前会の続)

ます。その非民主的な権力的発想は、断じて認めることができないのであります。

第五は、東京教育大学の廃校に関しては、きわめて憂慮すべき懸念があるのであります。

すなわち、大学の施設と廃校をセットにした今回の方式が許されるならば、政府は、筑波方式の確立とともに、きわめて安易に大学の運命を掌中にし得るということになります。気に入らない大学をやめさせて新しい大学をつくり、みずからの意思どおりに事を運ぶことができるとするならば、もはや日本の教育はどろ沼と言わなければなりません。しかも、東京教育大学は、教育界をはじめとする各界に多数の有為な人材を輩出し、その社会的貢献度は高く評価され、その伝統は輝かしいばかりに照りかえっているものであります。そうしてその東京教育大学の卒業生の二十名以上の方々は、母校の廃校に強く反対を叫んでおられるのであります。

第六に、本法案の内容が、本格的な審議を展開するには、政策的にもあまりにも未成熟であるということであり得ます。

たとえば、カリキュラムが開校半年前のこの段階でいまだ決定されておらず、確立したものとして資料提出ができなかったり、学群、学系における教員の資格に関する基準については全く手がつけられていないなどの不備があるのであります。しかも、驚くべきことは、この未熟で不合理な筑波方式を踏襲する六つの新設大学の創設準備費が、すでに四十九年度概算要求に含まれているということであり得ます。先陣の筑波方式がこのようであり得るのときに、もう弟分について予算を計上するとは、文部省とはいかなる神経の持ち主かと疑わざるを得ないのであります。

そもそも教育改革とは、一国の英知を集め、国家と世界の展望を見きわめながら、学問の正道に照らして遂行すべきものであると考えるものであります。そうしてその目ざすところは常に人類の平和と繁栄であり、生命を基盤とした理想の追求

と云えるであり得るでしょう。教育の重要性をかんがみながら、むしろ当然と云えるのであります。わが党は、こうした観点から教育政策の一つ一つを推し進め、実現させてきたのであります。新筑波大学方式による大学自治への介入から、再び戦前の暗黒教育を繰り返さないことを強く要求し、本法案に対する反対討論とするものであります。

続きまして、わが党の内田善利君提出の修正案に賛成の意を表明するものであります。

すなわち、筑波新大学構想という数多くの問題点をばらんだ大学と、国民にとって緊急かつ絶対に必要とされる旭川医大をはじめとする各大学の設置とは、決して同一の次元に置くべきではないと考えるものであります。ゆえに、筑波大学と旭川医大等の設置を分離して、国民の要望にこたえることこそ最も望ましいことであると思ふのであります。かかる理由により、内田善利君提案の修正案に賛成の意を表明し、私の討論を終わります。(拍手)

○議長(河野誠三君) 萩原幽香子君。

〔萩原幽香子君登壇、拍手〕

○萩原幽香子君 私は、民社党を代表いたしまして、ただいま議題となりました政府提案にかかる国立学校設置法等の一部を改正する法律案に対し反対の意を表し、わが党松下議員の修正案に賛成する立場から討論を行なうものでござります。

すでに新聞等で御承知のように、去る十五日、神奈川大学に起きた暴行事件、十六日の三越屋上での事件、十七日のラッシュ時における国鉄鷺谷駅での過激派学生の騒動事件等々に見られるように、昭和四十年代初期に発生した大学紛争は、いまやその形は陰湿化し、非人間的な行為が公然と行なわれるようになりました。教育は本来、未来の創造をなす人間形成の使命を持つものであり、その場においていかなる理由があろうとも、暴力という最も卑劣な破壊行為は断じて許されるべきも

のではございません。

わが党は、こうした大学の現状を深く憂慮し、この危機を打開すべく積極的に大学問題に取り組んでまいりました。昭和四十四年五月には、学園の民主化を目ざし、学問、研究の自由と教育の自主性を伸長しつつ、真に国民に開かれた大学改革の一助とすべく大学基本法案を国会に提出しましたことは、しばしば申し述べてきたところでござります。今回、政府が御提案になりましたわゆる筑波法案は、一見大学に対する社会的要請にこたえたかのような装いを見せておりますが、内容をくまなく検討いたしますと、角をためて牛を殺すのたぐいで、とうてい賛成するわけにはまいりません。

以下、三点について反対の理由を申し述べます。

まず第一点は、午前中、私は筑波大学法案についていろいろと質問をいたしました。その際、立法上に問題があるのではないかと指摘いたしましたのに対して、大臣は、その心配はない旨の御答弁をございました。私は、もちろん筑波法案に間違いがあるとは申しません。しかし、普通の常識から考えれば不適当と申し上げたのでござります。それは、他の大学に波及しないつもりなら、なぜ学校教育法や教育公務員特例法などの一般法まで改正する必要があるのでしょうか。これは衆議院文教委員会法制局部長の御答弁の中にもありますように、やはり与野党一致の医科大学や医学部等と置き合わせた真意が、私はこうした立法措置をとられたものと考えているのでござります。大臣がどう御答弁になられたものでござります。大臣がどう御答弁になられたものでござります。大臣がどう御答弁になられたものでござります。

受験生を持つ親なら、この国会の状況を見守りながら、どんなに悲しみ、どんなに憤りを感じておられることでしょうか。私も母親の一人として、その心が痛いほどに感じられるのでござります。それだけにこの法案には、木村重成の心境さながらに、心の中の矛盾に苦しめられる、言いようのない憤りを私は感じるものでござります。どうしてもこの若人の気持ちにこたえようとするれば、その二つの法案が切り離せない限り上げなければならぬという気持ちにもなり、しかし、この法案が大学教育の全般にかかわるものであることを思えば、どうしても早急に上げることができないという、この矛盾に私は幾たびか胸をかきむしられる思いをしたわけでござります。この点を憂慮して、野党四党は分離案を提案いたしました。与党は多数の力によってこれを一蹴し、現在の状況を迎えたことは、とても許されるべきことではございません。

反対の第二点は、大学の生命ともいふべき学問、研究の自由と教育の自主性が、大学の管理体制の行き過ぎた強化によってそなわれるおそれがかきわけて顕著であるということでございます。

わが党は、大学の一般的管理運営強化を認めないというのではなく、また、副学長制度に全面的に反対するものではないと主張しますが、法案に予定されている副学長は、法で定数を定めることを避け、構想では五名も設けることになっており、しかも、実務的、官僚的性格を持ち、学外からも任命され得る副学長が研究部、教育部を担当することは、当然の結果として、研究内容、教育実務への介入が行なわれる道が開かれることになり、大学の自治がそなわれる危険をはらんでいるわけでござります。先ほどの私の質問に対して、大臣は、ある程度の幅のある御答弁をなさいましたが、その運営いかんにかかっていることを思い、現在の筑波大学全体の管理運営の構想の中における副学長のあり方は、とても認めるわけにはまいりません。

反対理由の第三点は、大学における重要な構成員であります学生の地位が無視されている点でございます。

過去数年間、そしていまなお激しく続き、展開されております大学紛争と学生の問題の根底に

ありますものは、一体何でございましょう。大学社会における学生の人格的存在が無視されているというところにあります。それに端を発した反抗と見るべきでございましょう。これに対して大学の制度と大学人の対処が適切でなかったため、あるいは暴力に走り、あるいは政治的イデオロギーを持ち込んだの闘争の場になっているのが現状の姿ではございせんか。このようなとき、政治も行政も、冷静な判断のもとに、民主主義の根本原則である相手を尊重する態度により、学生を信頼し、学生の地位を法的に確立することが最も必要だと存じます。かつて、フランスにおいて組織的に、しかも過激的な学生運動がありました。学生の地位を法的に明確化し、学生参加の道を開きました。これによって大学は、本来の研究と教育の平穩な学園再建に進みつつありますことや、他の先進諸外国にはこれに類する方式が適用されて、いまや学生の大学における地位の確立は世界の趨勢となつてまいりました。

わが党は、このような見地から、全学生が大学の管理運営、カリキュラムの編成、その他福祉施設の運営など大学の重要な事項にその意思を反映させるようにし、また、学長の選出にあつても、学生協議会で正当に選ばれた学生代表に参加させる修正を提案したのでございますが、衆議院においてこれを受け入れられなかったことは、まことに遺憾でございします。もちろん私は、現在の暴力学生に対しての措置は、十分考慮しなければならぬことは申し上げるまでもないと思ひます。しかし、こうした学生をどう教うかについての具体策が示されていないことは、まことに不満でございします。

以上、三点より反対の理由を申し述べてまいりましたが、本法案が大学教育の基本にかかわる重大な内容を持ち、その影響もまた少なからぬものがございしますから、十分な審議を希求する声の多いのも、当然のことと言わざるを得ません。しかも、長い伝統と由緒ある東京教育大学を廃学にす

るに至つては、情においても忍びないものがあることは論をまたないところでございします。民社党は、議会制民主主義のルールにのっとり、重要事項について修正案を提案し、尽くせる限りの努力を重ねてまいりましたが、政府・与党は、ついにわが党に誠意ある態度を示されず、やむなく本法案に反対せざるを得なくなりましたことは、心ある国民のひとしく遺憾とするところと存じます。

申し上げるまでもなく、教育に関する問題は、党利党略の具にすることを厳に慎み、国民的合意を得るための努力を最後までなすべきでございします。大臣、ただいまからでも決しておそくはございせん。あやまちを改むるにははかることなれ、国民の期待にこたへ得る大学改革の道を求め、今後の精進を私は切望するわけでございします。

政府提案に反対をし、松下議員の修正案に賛成して、私の討論を終わります。(拍手)

○議長(河野謙三君) 加藤進君。

〔加藤進君登壇、拍手〕

○加藤進君 私は、日本共産党を代表して、国立学校設置法等の一部を改正する法律案に反対する決意を表明します。

本来、教育と学問の問題は、国家百年の大計であつて、国民の英知を結集し、大多数の国民の合意を得て後、推進するべきものであります。とりわけ筑波大学法案は、学問の自由と大学の自治及び教育の自主性のあり方に深くかかわりを持つものであつて、いやくも一党一派の利益や意思によつて、その道が左右されてはならないのであります。しかるに本法案は、多くの疑義が解明されていなく、自民党による強行採決と、憲法、国会法の精神を踏みにじる大幅会期延長によつて、あくまでその成立をはかりうとしてきたものであります。私は、議会制民主主義をじゅうりんしてまでこの法案の成立をはからんとする田中内閣と

自民党に、激しい憤りをもつて抗議するものであります。

反対の第二の理由は、本法案が筑波大学とはおおよそ関係のない、しかも、国民がひとしくそのすみやかな実施を待ち望んでいる医学部、医科大学、養護学校、大学院、研究所などの設置を定める第一部分を相き合せにして、その成立をはかりうとしてゐることでありまして、

このため、すでに医学部、養護学校などは六カ月の長きにわたつて足どめにされ、地元関係者や、万をこえる受験生とその家族、障害児とその父母に与えている苦悩と犠牲は、はかりしれないものがあつてゐます。その上、昭和五十年設置予定の医学部、医科大学の施設が送られるという重大な事態が引き起こされたと見られています。

ここには、筑波大学法案を通すために、国民の切実な医療要求や障害児の就学難、大学の教育と研究などとはどうなつても省みない自民党・田中内閣の冷酷きわまる態度が遺憾なく示されているものであります。わが党は、国民の犠牲を省みず、筑波大学の開学を急ぐ政府・自民党の態度を断じて許すことはできないのであります。

反対の第三の理由は、この法案の持つ危険な内容であります。

そもそも筑波大学では、教育と研究の専門家である教員及び教員組織が、教育と学問研究、教員人事をみずから決定できなくされているのであります。これは学問の自由と教育の自主性の基本原則に反すると言わなくてはなりません。その上、学長と教育・研究の非専門家である副学長などの管理者が、教育と研究を含む大学の管理運営についての権限を、専断的にみずから手に集中しているものであります。そして文部大臣が任命する財界の代表、地元有力者などによる参事会と結びついて、政府と財界が大学に介入し、統制する仕組みをつくり上げてゐるものであります。筑波大学がどんなに自治を失つた大学であるかは、初代学長、副学長の任命と参事会の任命が、すべて

文部大臣の裁量にまかされてゐることによつて明らかであります。筑波大学がいかに管理のみを重視し、教育、研究を軽視している大学であるかは、開学を前にした今日に至つてもなお、教育のためのカリキュラムとその担当教員が明らかにされてない一事をとつてみても明らかではあります。さらに、大学の重要な構成員である学生については、その教育を受ける権利を認めようとせず、学生の自治組織すら否認しているものであります。こうした筑波大学は、まさに憲法に保障された学問の自由を奪ひ、その上、教育基本法に定められた国民全体に直接責任を負う大学ではないといふべきであります。この法案の国会提出と相前後して、東京教育大学内部の混乱と不信は抜き差しならない状態におちいり、ついに学長不信任の動議が提出されるに至りました。この一事をもつてしても、この法案が、政府の筑波大学は東京教育大学の自主的改組であるという宣伝にもかかわらず、東京教育大学の意思を踏みにじつてゐることを事実をもつて暴露したものであります。百年の長きにわたる輝かしい歴史と伝統を持つ東京教育大学のこの事態を、ここに至らしめてゐる政府の責任はまさに重大であります。

さらに重大なことは、本法案が、学校教育法、教育公務員特例法の改悪と行政的、財政的誘導によつて、各大学の自主的、民主的な改革を抑圧し、この筑波大学方式を全国の大学に波及させることを政府みずから公言したことでもあります。わが国に大学が誕生して百年、学問の自由と大学の自治は、戦前戦後の苦難な戦いを通じて、大学人と国民がとうとう犠牲をもつてあがった貴重な民主主義的権利であります。戦前、政府と軍部によつて大学の自治が圧殺された後、軍国主義と悲惨な戦争という暗黒時代を迎えるに至つた歴史を顧みるとき、私は、この筑波大学法案の成立による学問の自由と大学自治の抑圧が、わが国を再びあの暗黒とファシズムの道に引きずり込もうとする危険な策動の一環となるであらうことを、強く指

昭和四十八年九月二十五日 参議院會議録第三十九号 国立学校設置法等の一部を改正する法律案(前会の続)

摘せざるを得ないのであります。そもそも、大学の進むべき道は、今日まで築き上げてきた学問の自由と大学自治の原則をさらに発展させ、真に国民の期待にこたえる大学の自主的改革を強く推進することであり、大学の自治は、政府と財界の大学への介入をやめさせ、き然として暴力を学園から一掃することによって守られるものであります。そして大学の民主的改革とは、大学の教職員、学生をはじめ、すべての構成員の固有の権利を保障し、大学に民主主義を徹底させることでもあります。これはまた、大学における教育を重視し、教育を学問研究の成果を生かして改善することであり、このため、全国の大学間の格差を是正し、教育条件を大幅に改善充実することが不可欠の要件であって、政府は、このため必要ならゆる行財政上の措置をとる責任があるのであります。筑波大学法案は、こうした大学の自主的、民主的改革を抑え、筑波大学をモデルにして、大学を政府の意図する反動的方向に導こうとするものであって、断じて容認することはできません。

社会党及び公明党提出の修正案については、野党共同提案の国立学校設置法の一部を改正する法律案と内容的に一致するものであって、わが党は賛成いたします。

民社党提案の修正案については、筑波大学方式を前提としているものであって、わが党はこれに反対せざるを得ません。わが党は、日本の教育と研究の民主的発展のため、大学の民主的改革の道を切り開くために、筑波大学法案の撤回を要求し、引き続き国民とともに奮闘する決意を表明して、反対討論を終わります。(拍手)

○議長(河野謙三君) これにて討論は終局いたしました。

これより採決をいたします。

まず、内田善利君外一名提出の修正案の採決をいたします。

表決は記名投票をもって行ないます。本修正案に賛成の諸君は白色票を、反対の諸君は青色票を、御登壇の上、御投票願います。

議場の閉鎖を命じます。氏名点呼を行ないます。

〔議場閉鎖〕

〔参事氏名を点呼〕

〔投票執行〕

○議長(河野謙三君) 投票漏れはございませんか。――投票漏れはないと認めます。投票箱閉鎖。

○議長(河野謙三君) これより開票いたします。投票を参事に計算させます。議場の閉鎖を命じます。

〔投票箱閉鎖〕

○議長(河野謙三君) これより開票いたします。

投票を参事に計算させます。議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

〔参事投票を計算〕

○議長(河野謙三君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百二十九票
白色票 三十五票
青色票 百九十四票
よって、本修正案は否決されました。

賛成者(白色票)氏名 三十五名

塩出 啓典君	喜屋武眞榮君
野末 和彦君	山田 勇君
内田 善利君	藤原 房雄君
青島 幸男君	原田 立君
沢田 実君	上林繁次郎君
矢追 秀彦君	三木 忠雄君
阿部 憲一君	峯山 昭範君
田代富士男君	柏原 ヤス君
黒柳 明君	中尾 辰義君
渋谷 邦彦君	鈴木 一弘君
宮崎 正義君	山田 徹一君
多田 省吾君	白木義一郎君
小平 芳平君	香脱タケ子君
加藤 進君	塚田 大願君
星野 力君	渡辺 武君
須藤 五郎君	河田 賢治君
岩間 正男君	野坂 参三君
春日 正一君	

反対者(青色票)氏名 百九十四名

栗林 卓司君	藤井 恒男君
中村 利次君	高田 浩運君

木島 則夫君 萩原幽香子君
玉置 猛夫君 今 春聰君
松下 正寿君 中沢伊登子君
熊谷太三郎君 田淵 哲也君
高山 恒雄君 温水 三郎君
濱田 幸雄君 向井 長年君
村尾 重雄君 森 八三一君
小山邦太郎君 中村 登美君
松岡 克由君 斎藤 十朗君
中西 一郎君 君 健男君
細川 護熙君 原 文兵衛君
橋本 繁蔵君 中村 禎二君
棚辺 四郎君 竹内 藤男君
中山 太郎君 永野 鎮雄君
山崎 五郎君 長屋 茂君
若林 正武君 松垣徳太郎君
小林 国司君 久次米健太郎君
亀井 善彰君 長田 裕二君
石本 茂君 佐藤 隆君
林田修紀夫君 安田 隆明君
源田 実君 二木 謙吾君
丸茂 重貞君 河口 陽一君
玉置 和郎君 山内 一郎君
宮崎 正雄君 木島 義夫君
小笠 公昭君 堀本 宜実君
大森 久司君 白井 勇君
植木 光教君 青木 一男君
植竹 春彦君 木内 四郎君

杉原 荒太君	上原 正吉君	山本敏三郎君	稻嶺 一郎君
松平 勇雄君	劔木 亨弘君	寺下 岩蔵君	田 英夫君
古池 信三君	塚田十一郎君	川野辺 静君	金井 元彦君
重宗 雄三君	鬼丸 勝之君	片山 正英君	梶木 又三君
鈴木 省吾君	大松 博文君	上田 哲君	工藤 良平君
増田 盛君	矢野 登君	嶋崎 均君	今泉 正二君
志村 愛子君	高橋 邦雄君	戸田 菊雄君	前川 旦君
柴立 芳文君	古賀雷四郎君	杉原 一雄君	園田 清充君
黒住 忠行君	河本嘉久蔵君	山本茂一郎君	藤田 正明君
初村瀧一郎君	渡辺一太郎君	平泉 涉君	沢田 政治君
山崎 竜男君	世耕 政隆君	野々山一三君	大橋 和孝君
斎藤 寿夫君	星野 重次君	杉山善太郎君	楠 正俊君
上田 稔君	高橋雄之助君	土屋 義彦君	内藤晋三郎君
菅野 儀作君	佐田 一郎君	西村 尚治君	松永 忠二君
佐藤 一郎君	中津井 真君	森中 守義君	西村 関一君
寺本 広作君	久保田藤麿君	林 虎雄君	平島 敏夫君
木村 睦男君	柳田桃太郎君	山本 利壽君	山下 春江君
船田 謙君	町村 金五君	中村 英男君	阿具根 登君
橋 直治君	高橋文五郎君	森 元治郎君	山崎 昇君
岡本 悟君	徳永 正利君	新谷寅三郎君	前田佳都男君
鹿島 俊雄君	米田 正文君	増原 恵吉君	田口長治郎君
柴田 栄君	大谷藤之助君	八木 一郎君	羽生 三七君
大竹平八郎君	江藤 智君	藤原 道子君	鶴岡 哲夫君
伊藤 五郎君	平井 太郎君	鈴木 強君	片岡 勝治君
安井 謙君	西田 信一君	辻 一彦君	佐々木静子君
後藤 義隆君	郡 祐一君	須原 昭二君	小谷 守君
迫水 久常君	吉武 恵市君	神沢 淨君	鈴木美枝子君
堀見 俊二君	鍋島 直紹君	宮之原貞光君	竹田 四郎君

安永 英雄君	田中寿美子君
川村 清一君	中村 波男君
鈴木 力君	森 勝治君
村田 秀三君	松本 賢一君
小林 武君	瀬谷 英行君
矢山 有作君	西ヶ久保重光君
横川 正市君	戸叶 武君
小柳 勇君	加瀬 完君
吉田忠三郎君	小野 明君
田中 一君	成瀬 橋治君
藤田 進君	秋山 長造君

○議長(河野謙三君) 次に、松永忠二君提出の修正案の採決をいたします。

表決は記名投票をもつて行ないます。本修正案に賛成の諸君は白色票を、反対の諸君は青色票を、御登壇の上、御投票をお願いします。

議場の閉鎖を命じます。氏名点呼を行ないます。

〔議場閉鎖〕

〔参事氏名を点呼〕

〔投票執行〕

○議長(河野謙三君) 投票漏れはございませんか。投票漏れはないと認めます。投票箱閉鎖。

〔投票箱閉鎖〕

○議長(河野謙三君) これより開票いたします。

投票を参事に計算させます。議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

〔参事投票を計算〕

○議長(河野謙三君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百二十九票

白色票 八十八票

青色票 百四十一票

よって、本修正案は否決されました。

賛成者(白色票)氏名 八十八名

堀出 啓典君	喜屋武眞榮君
野末 和彦君	山田 勇君
内田 善利君	藤原 房雄君
青島 幸男君	原田 立君
沢田 実君	上林繁次郎君
矢追 秀彦君	三木 忠雄君
阿部 憲一君	峯山 昭範君
田代富士男君	柏原 ヤス君
黒柳 明君	中尾 辰義君
渋谷 邦彦君	鈴木 一弘君
宮崎 正義君	山田 徹一君
多田 省吾君	白木義一郎君
小平 芳平君	田 英夫君
上田 哲君	工藤 良平君
戸田 菊雄君	前川 旦君
杉原 一雄君	沢田 政治君

野々山二三君	大橋 和孝君	岩間 正男君	加瀬 完君	山崎 五郎君	長屋 茂君	初村龍一郎君	渡辺一太郎君
杉山善太郎君	松永 忠二君	吉田忠三郎君	小野 明君	若林 正武君	・ 松垣徳太郎君	山崎 竜男君	世耕 政隆君
森中 守義君	西村 関一君	田中 一君	成瀬 幡治君	小林 国司君	久次米健太郎君	斎藤 寿夫君	星野 重次君
林 虎雄君	中村 英男君	藤田 進君	秋山 長造君	亀井 善彰君	長田 裕二君	上田 稔君	高橋雄之助君
阿貝根 登君	森 元治郎君	野坂 参三君	春日 正一君	石本 茂君	佐藤 隆君	菅野 儀作君	佐田 一郎君
山崎 昇君	羽生 三七君			林田悠紀夫君	安田 隆明君	佐藤 一郎君	中津井 真君
藤原 道子君	鶴園 哲夫君			源田 実君	二木 謙吾君	寺本 広作君	久保田藤磨君
鈴木 強君	片岡 勝治君	栗林 卓司君	藤井 恒男君	丸茂 重貞君	河口 陽一君	木村 陸男君	柳田桃太郎君
辻 一彦君	佐々木静子君	中村 利次君	高田 浩運君	玉置 和郎君	山内 一郎君	船田 謙君	町村 金五君
須原 昭二君	香脱タケ子君	木島 則夫君	萩原幽香子君	宮崎 正雄君	木島 義夫君	橘 直治君	高橋文五郎君
小谷 守君	神沢 浄君	玉置 猛夫君	今 春聴君	小笠 公昭君	堀本 宜実君	岡本 悟君	徳永 正利君
鈴木美枝子君	宮之原貞光君	松下 正寿君	中沢伊登子君	大森 久司君	白井 勇君	鹿島 俊雄君	米田 正文君
加藤 進君	竹田 四郎君	熊谷太三郎君	田淵 哲也君	植木 光教君	青木 一男君	柴田 栄君	大谷藤之助君
安永 英雄君	田中寿美子君	高山 恒雄君	温水 三郎君	植竹 春彦君	木内 四郎君	大竹平八郎君	江藤 智君
川村 清一君	中村 波男君	濱田 幸雄君	向井 長年君	杉原 荒太君	上原 正吉君	伊藤 五郎君	平井 太郎君
鈴木 力君	森 勝治君	村尾 重雄君	森 八三一君	松平 勇雄君	鋤木 亨弘君	安井 謙君	西田 信一君
村田 秀三君	塚田 大願君	小山邦太郎君	中村 登美君	古池 信三君	塚田十一郎君	後藤 義隆君	郡 祐一君
星野 力君	松本 賢一君	松岡 克由君	斎藤 十朗君	重宗 雄三君	鬼丸 勝之君	迫水 久常君	吉武 恵市君
小林 武君	瀬谷 英行君	中西 一郎君	君 健男君	鈴木 省吾君	大松 博文君	堀見 俊二君	鍋島 直紹君
矢山 有作君	西ヶ久保重光君	細川 護熙君	原文兵衛君	増田 盛君	矢野 登君	山本敬三郎君	稻嶺 一郎君
渡辺 武君	須藤 五郎君	橋本 繁蔵君	中村 禎二君	志村 愛子君	高橋 邦雄君	寺下 岩蔵君	川野辺 静君
横川 正市君	戸叶 武君	棚辺 四郎君	竹内 藤男君	柴立 芳文君	古賀雷四郎君	金井 元彦君	片山 正英君
小柳 勇君	河田 賢治君	中山 太郎君	永野 鎮雄君	黒住 忠行君	河本嘉久蔵君	梶木 又三君	嶋崎 均君

反対者(青色票)氏名

百四十一名

今泉 正二君 園田 清充君 鎖。

山本茂二郎君 藤田 正明君

平泉 涉君 楠 正俊君

土屋 義彦君 内藤三郎君

西村 尚治君 平島 敏夫君

山本 利壽君 山下 春江君

新谷寅三郎君 前田佳都男君

増原 恵吉君 田口長治郎君

八木 一郎君

○議長(河野謙三君) 次に、松下正寿君提出の修

正案の採決をいたします。

表決は記名投票をもつて行ないます。本修正案

に賛成の諸君は白色票を、反対の諸君は青色票

を、御登壇の上、御投票を願います。

議場の閉鎖を命じます。氏名点呼を行ないま

す。

〔議場閉鎖〕

〔参事氏名を点呼〕

〔投票執行〕

○議長(河野謙三君) 投票漏れはございません

か。——投票漏れはないと認めます。投票箱閉

鎖。

〔投票箱閉鎖〕

○議長(河野謙三君) これより開票いたします。

投票を参事に計算させます。議場の閉鎖を命じま

す。

〔議場閉鎖〕

〔参事投票を計算〕

○議長(河野謙三君) 投票の結果を報告いたしま

す。

投票総数 二百二十九票

白色票 十四票

青色票 二百十五票

よつて、本修正案は否決されました。

賛成者(白色票)氏名 十四名

喜屋武眞榮君 野末 和彦君

山田 勇君 栗林 卓司君

藤井 恒男君 中村 利次君

木島 則夫君 萩原幽香子君

松下 正寿君 中沢伊登子君

田淵 哲也君 高山 恒雄君

向井 長年君 村尾 重雄君

反対者(青色票)氏名 二百十五名

塩田 啓典君 内田 善利君

藤原 房雄君 青島 幸男君

原田 立君 沢田 実君

高田 浩運君 上林繁次郎君

矢追 秀彦君 三木 忠雄君

阿部 憲一君 玉置 猛夫君

今 春聡君 峯山 昭範君

田代富士男君 柏原 ヤス君

黒柳 明君 熊谷太三郎君

中尾 辰義君 渋谷 邦彦君

鈴木 一弘君 宮崎 正義君

温水 三郎君 濱田 幸雄君

山田 徹一君 多田 省吾君

白木義一郎君 小平 芳平君

森 八三一君 小山邦太郎君

中村 登美君 松岡 克由君

斎藤 十朗君 中西 一郎君

君 健男君 細川 護熙君

原 文兵衛君 橋本 繁蔵君

中村 禎二君 棚辺 四郎君

竹内 藤男君 中山 太郎君

永野 鎮雄君 山崎 五郎君

長屋 茂君

松垣徳太郎君

久次米健太郎君

長田 裕二君

佐藤 隆君

安田 隆明君

二木 謙吾君

河口 陽一君

山内 一郎君

木島 義夫君

堀本 宜実君

白井 勇君

青木 一男君

木内 四郎君

上原 正吉君

剣木 亨弘君

塚田十一郎君

鬼丸 勝之君

大松 博文君

矢野 登君

高橋 邦雄君

古賀雷四郎君

河本嘉久蔵君

若林 正武君

小林 国司君

亀井 善彰君

石本 茂君

林田悠紀夫君

源田 実君

丸茂 重貞君

玉置 和郎君

宮崎 正雄君

小笠 公昭君

大森 久司君

植木 光教君

植竹 春彦君

杉原 荒太君

松平 勇雄君

古池 信三君

重宗 雄三君

鈴木 省吾君

増田 盛君

志村 愛子君

柴立 芳文君

黒住 忠行君

初村瀧一郎君

渡辺 二郎君	山崎 竜男君	工藤 良平君	嶋崎 均君	宮之原貞光君	加藤 進君	登壇の上、御投票をお願いします。
世耕 政隆君	斎藤 寿夫君	今泉 正二君	戸田 菊雄君	竹田 四郎君	安永 英雄君	議場の閉鎖を命じます。氏名点呼を行ないま
星野 重次君	上田 稔君	前川 且君	杉原 一雄君	田中寿美子君	川村 清一君	す。
高橋雄之助君	菅野 機作君	園田 清充君	山本茂一郎君	中村 波男君	鈴木 力君	〔議場閉鎖〕
佐田 一郎君	佐藤 一郎君	藤田 正明君	平泉 涉君	森 勝治君	村田 秀三君	〔参事氏名を点呼〕
中津井 真君	寺本 広作君	沢田 政治君	野々山一三君	塚田 大願君	星野 力君	〔投票執行〕
久保田藤磨君	木村 陸男君	大橋 和孝君	杉山善太郎君	松本 賢一君	小林 武君	○議長(河野謙三君) 投票漏れはございません
柳田桃太郎君	船田 謙君	楠 正俊君	土屋 義彦君	瀬谷 英行君	矢山 有作君	か。投票漏れはないと認めます。投票箱閉
町村 金五君	橘 直治君	内藤登三郎君	西村 尚治君	西ヶ久保重光君	渡辺 武君	鎖。
高橋文五郎君	岡本 悟君	松永 忠二君	森中 守義君	須藤 五郎君	横川 正市君	〔投票箱閉鎖〕
徳永 正利君	鹿島 俊雄君	西村 関一君	林 虎雄君	戸叶 武君	小柳 勇君	○議長(河野謙三君) これより開票いたします。
米田 正文君	柴田 栄君	平島 敏夫君	山本 利壽君	河田 賢治君	岩間 正男君	投票を参事に計算させます。議場の閉鎖を命じま
大谷藤之助君	大竹平八郎君	山下 春江君	中村 英男君	加瀬 完君	吉田忠三郎君	す。
江藤 智君	伊藤 五郎君	阿具根 登君	森 元治郎君	小野 明君	田中 一君	〔議場閉鎖〕
平井 太郎君	安井 謙君	山崎 昇君	新谷寅三郎君	成瀬 幡治君	藤田 進君	〔参事投票を計算〕
西田 信一君	後藤 義隆君	前田佳都男君	増原 恵吉君	秋山 長造君	野坂 参三君	○議長(河野謙三君) 投票の結果を報告いたしま
郡 祐一君	迫水 久常君	田口長治郎君	八木 一郎君	春日 正一君		す。
吉武 恵市君	塩見 俊二君	羽生 三七君	藤原 道子君			
鍋島 直紹君	山本敬三郎君	鶴園 哲夫君	鈴木 強君			
稻嶺 一郎君	寺下 岩蔵君	片岡 勝治君	辻 一彦君			
田 英夫君	川野辺 静君	佐々木静子君	須原 昭二君			
金井 元彦君	片山 正英君	香脱タケ子君	小谷 守君			
梶木 又三君	上田 哲君	神沢 浄君	鈴木美枝子君			

○議長(河野謙三君) 次に、原案の採決をいたします。

表決は記名投票をもって行ないます。本案に賛成の諸君は白色票を、反対の諸君は青色票を、御

律案は可決されました。(拍手)

よって、国立学校設置法等の一部を改正する法

投票総数 二百二十九票

白色票 百三十票

青色票 九十九票

賛成者(白色票)氏名

百三十名

高田 浩運君	玉置 猛夫君	白井 勇君	植木 光教君	米田 正文君	柴田 榮君	野末 和彦君	山田 勇君
今 春聰君	熊谷太三郎君	青木 一男君	植竹 春彦君	大谷藤之助君	大竹平八郎君	内田 善利君	藤原 房雄君
温水 三郎君	濱田 幸雄君	木内 四郎君	杉原 荒太君	江藤 智君	伊藤 五郎君	栗林 卓司君	藤井 恒男君
森 八三一君	小山邦太郎君	上原 正吉君	松平 勇雄君	平井 太郎君	安井 謙君	青島 幸男君	原田 立君
中村 登美君	松岡 克由君	剣木 亨弘君	古池 信三君	西田 信一君	後藤 義隆君	沢田 実君	中村 利次君
齋藤 十朗君	中西 一郎君	塚田十一郎君	重宗 雄三君	郡 祐一君	追水 久常君	上林繁次郎君	矢追 秀彦君
君 健男君	細川 護熙君	鬼丸 勝之君	鈴木 省吾君	吉武 恵市君	塩見 俊二君	三木 忠雄君	阿部 憲一君
原文兵衛君	橋本 繁蔵君	大松 博文君	増田 盛君	鍋島 直紹君	山本敬三郎君	木島 則夫君	萩原幽香子君
中村 慎二君	棚辺 四郎君	矢野 登君	志村 愛子君	稻嶺 一郎君	寺下 岩蔵君	峯山 昭範君	田代富士男君
竹内 藤男君	中山 太郎君	高橋 邦雄君	柴立 芳文君	川野辺 静君	金井 元彦君	柏原 ヤス君	黒柳 明君
永野 鎮雄君	山崎 五郎君	古賀雷四郎君	黒住 忠行君	片山 正英君	梶木 又三君	松下 正寿君	中沢伊登子君
長屋 茂君	若林 正武君	河本嘉久蔵君	初村瀧一郎君	嶋崎 均君	今泉 正二君	中尾 辰義君	渋谷 邦彦君
松垣徳太郎君	小林 国司君	渡辺一太郎君	山崎 竜男君	園田 清光君	山本茂一郎君	鈴木 一弘君	宮崎 正義君
久次米健太郎君	亀井 善彰君	世耕 政隆君	斎藤 寿夫君	藤田 正明君	平泉 涉君	田淵 哲也君	高山 恒雄君
長田 裕二君	石本 茂君	星野 重次君	上田 稔君	楠 正俊君	土屋 義彦君	山田 徹一君	多田 省吾君
佐藤 隆君	林田悠紀夫君	高橋雄之助君	菅野 儀作君	内藤三郎君	西村 尚治君	白木義一郎君	小平 芳平君
安田 隆明君	源田 実君	佐田 一郎君	佐藤 一郎君	平島 敏夫君	山本 利壽君	向井 長年君	村尾 重雄君
二木 謙吾君	丸茂 重貞君	中津井 真君	寺本 広作君	山下 春江君	新谷寅三郎君	田 英夫君	上田 哲君
河口 陽一君	玉置 和郎君	久保田藤磨君	木村 隆男君	前田佳都男君	増原 恵吉君	工藤 良平君	戸田 菊雄君
山内 一郎君	宮崎 正雄君	柳田桃太郎君	船田 讓君	田口長治郎君	八木 一郎君	前川 且君	杉原 一雄君
木島 義夫君	小笠 公昭君	町村 金五君	橋 直治君	反 対 者 (青色票) 氏名	九十九名	沢田 政治君	野々山二三君
堀本 宜実君	大森 久司君	高橋文五郎君	岡本 悟君	塩出 啓典君	喜屋武眞榮君	大橋 和孝君	杉山善太郎君
		徳永 正利君	鹿島 俊雄君			松永 忠二君	森中 守義君

昭和四十八年九月二十五日 参議院會議録第三十九号 国立学校設置法等の一部を改正する法律案(前会の続) 内閣総理大臣田中角榮君問責決議案を日程に追加して議
題とすることの動議 一一二

西村 関一君	林 虎雄君	成瀬 幡治君	藤田 進君	〇議長(河野謙三君) これより開票いたします。	柏原 ヤス君	黒柳 明君
中村 英男君	阿具根 登君	秋山 長造君	野坂 参三君	投票を参事に計算させます。議場の開鎖を命じま	松下 正寿君	中沢伊登子君
森 元治郎君	山崎 昇君	春日 正一君		す。	中尾 辰義君	渋谷 邦彦君
羽生 三七君	藤原 道子君				鈴木 一弘君	宮崎 正義君
鶴岡 哲夫君	鈴木 強君				田淵 哲也君	高山 恒雄君
片岡 勝治君	辻 一彦君				山田 徹一君	多田 省吾君
佐々木静子君	須原 昭二君				白木義一郎君	小平 芳平君
沓脱タケ子君	小谷 守君				向井 長年君	村尾 重雄君
神沢 浄君	鈴木美枝子君				田 英夫君	上田 哲君
宮之原貞光君	加藤 進君				工藤 良平君	戸田 菊雄君
竹田 四郎君	安永 英雄君				前川 旦君	杉原 一雄君
田中寿美子君	川村 清一君				沢田 政治君	野々山一三君
中村 波男君	鈴木 力君				大橋 和孝君	杉山善太郎君
森 勝治君	村田 秀三君				松永 忠二君	森中 守義君
塚田 大願君	星野 力君				西村 関一君	林 虎雄君
松本 賢一君	小林 武君				中村 英男君	森 元治郎君
瀬谷 英行君	矢山 有作君				山崎 昇君	羽生 三七君
茜ヶ久保重光君	渡辺 武君				藤原 道子君	藤園 哲夫君
須藤 五郎君	横川 正市君				鈴木 強君	片岡 勝治君
戸叶 武君	小柳 勇君				辻 一彦君	佐々木静子君
河田 賢治君	岩間 正男君				須原 昭二君	沓脱タケ子君
加瀬 完君	吉田忠三郎君				小谷 守君	神沢 浄君
小野 明君	田中 一君				鈴木美枝子君	宮之原貞光君

〇議長(河野謙三君) 山崎昇君外三名から、賛成者を得て、

内閣総理大臣田中角榮君問責決議案(加瀬完君外三名発議)(委員会審査省略要求事件)を日程に追加して議題とすることの動議が提出されました。

これより本動議の採決をいたします。

表決は記名投票をもって行ないます。本動議に

賛成の諸君は白色票を、反対の諸君は青色票を、

御登壇の上、御投票をお願いします。

議場の閉鎖を命じます。氏名点呼を行ないま

す。

〔議場閉鎖〕

〔参事氏名を点呼〕

〔投票執行〕

〇議長(河野謙三君) 投票漏れはないといま

せんか。投票漏れはないと認めます。投票箱閉鎖。

〔投票箱閉鎖〕

〇議長(河野謙三君) これより開票いたします。投票を参事に計算させます。議場の開鎖を命じま

す。

〔議場閉鎖〕

〇議長(河野謙三君) 投票の結果を報告いたしま

す。

投票総数

二百二十八票

白色票

九十八票

青色票

百三十票

よって、本動議は否決されました。(拍手)

賛成者(白色票)氏名

九十八名

堀出 啓典君 喜屋武眞榮君
野末 和彦君 山田 勇君
内田 善利君 藤原 房雄君
栗林 卓司君 藤井 恒男君
青島 幸男君 原田 立君
沢田 実君 中村 利次君
上林繁次郎君 矢追 秀彦君
三木 忠雄君 阿部 憲一君
木島 則夫君 萩原國香子君
峯山 昭範君 田代富士男君

柏原 ヤス君 黒柳 明君
松下 正寿君 中沢伊登子君
中尾 辰義君 渋谷 邦彦君
鈴木 一弘君 宮崎 正義君
田淵 哲也君 高山 恒雄君
山田 徹一君 多田 省吾君
白木義一郎君 小平 芳平君
向井 長年君 村尾 重雄君
田 英夫君 上田 哲君
工藤 良平君 戸田 菊雄君
前川 旦君 杉原 一雄君
沢田 政治君 野々山一三君
大橋 和孝君 杉山善太郎君
松永 忠二君 森中 守義君
西村 関一君 林 虎雄君
中村 英男君 森 元治郎君
山崎 昇君 羽生 三七君
藤原 道子君 藤園 哲夫君
鈴木 強君 片岡 勝治君
辻 一彦君 佐々木静子君
須原 昭二君 沓脱タケ子君
小谷 守君 神沢 浄君
鈴木美枝子君 宮之原貞光君

加藤 進君	竹田 四郎君	齋藤 十朗君	中西 一郎君	鬼丸 勝之君	鈴木 省吾君	吉武 恵市君	塩見 俊二君
安永 英雄君	田中寿美子君	君 健男君	細川 護熙君	大松 博文君	増田 盛君	鍋島 直紹君	山本敬三郎君
川村 清一君	中村 波男君	原文兵衛君	橋本 繁蔵君	矢野 登君	志村 愛子君	稻嶺 一郎君	寺下 岩蔵君
鈴木 力君	森 勝治君	中村 禎二君	棚辺 四郎君	高橋 邦雄君	柴立 芳文君	川野辺 静君	金井 元彦君
村田 秀三君	塚田 大願君	竹内 藤男君	中山 太郎君	古賀雷四郎君	黒住 忠行君	片山 正英君	梶木 又三君
星野 力君	松本 賢一君	永野 鎮雄君	山崎 五郎君	河本嘉久蔵君	初村瀧一郎君	嶋崎 均君	今泉 正二君
小林 武君	瀬谷 英行君	長屋 茂君	若林 正武君	渡辺一太郎君	山崎 竜男君	園田 清充君	山本茂一郎君
矢山 有作君	茜ヶ久保重光君	松垣徳太郎君	小林 国司君	世耕 政隆君	斎藤 寿夫君	藤田 正明君	平泉 涉君
渡辺 武君	須藤 五郎君	久次米健太郎君	亀井 善彰君	星野 重次君	上田 稔君	楠 正俊君	土屋 義彦君
横川 正市君	戸叶 武君	長田 裕二君	石本 茂君	高橋雄之助君	菅野 儀作君	内藤誉三郎君	西村 尚治君
小柳 勇君	河田 賢治君	佐藤 隆君	林田修紀夫君	佐田 一郎君	佐藤 一郎君	平島 敏夫君	山本 利善君
岩間 正男君	加瀬 完君	安田 隆明君	源田 実君	中津井 真君	寺本 広作君	山下 春江君	新谷寅三郎君
吉田忠三郎君	小野 明君	二木 謙吾君	丸茂 重貞君	久保田藤麿君	木村 睦男君	前田佳都男君	増原 恵吉君
田中 一君	成瀬 幡治君	河口 陽一君	玉置 和郎君	柳田桃太郎君	船田 謙君	田口長治郎君	八木 一郎君
藤田 進君	秋山 長造君	山内 一郎君	宮崎 正雄君	町村 金五君	橋 直治君		
野坂 参三君	春日 正一君	木島 義夫君	小笠 公韶君	高橋文五郎君	岡本 悟君		
		堀本 宜実君	大森 久司君	徳永 正利君	鹿島 俊雄君		
		白井 勇君	植木 光教君	米田 正文君	柴田 栄君		
		青木 一男君	植竹 春彦君	大谷藤之助君	大竹平八郎君		
		木内 四郎君	杉原 荒太君	江藤 智君	伊藤 五郎君		
		上原 正吉君	松平 勇雄君	平井 太郎君	安井 謙君		
		剣木 享弘君	古池 信三君	西田 信一君	後藤 義隆君		
		塚田十一郎君	重宗 雄三君	郡 祐一君	迫水 久常君		

反対者(青色票)氏名 百三十名

高田 浩運君 玉置 猛夫君 青木 一男君 植竹 春彦君 杉原 荒太君 松平 勇雄君 古池 信三君 重宗 雄三君

今 春聡君 熊谷太三郎君 木内 四郎君 上原 正吉君 剣木 享弘君 塚田十一郎君

温水 三郎君 濱田 幸雄君 木内 四郎君 上原 正吉君 剣木 享弘君 塚田十一郎君

森 八三一君 小山邦太郎君 木内 四郎君 上原 正吉君 剣木 享弘君 塚田十一郎君

中村 登美君 松岡 克由君 木内 四郎君 上原 正吉君 剣木 享弘君 塚田十一郎君

○議長(河野謙三君) この際、おはかりいたします。

星野重次君外七名発議にかかる北方領土の返還に関する決議案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加して、これを議題とすることに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

昭和四十八年九月二十五日 参議院會議録第三十九号 北方領土の返還に関する決議案

○議長(河野謙三君) 御異議ないと認めます。

よつて、本案を議題といたします。

まず、発議者の趣旨説明を求めます。星野重次

君。

北方領土の返還に関する決議案

右の議案を発議する。

昭和四十八年九月二十日

発議者

星野 重次

黒住 忠行

三木 忠雄

春日 正一

賛成者

今泉 正二

河口 陽一

柴立 芳文

長谷川 仁

佐々木静子

岩動 道行

鈴木美枝子

木島 則夫

喜屋武眞榮

岩本 政一

楠 正俊

高橋雄之助

町村 金五

田 英夫

松永 忠二 藤原 房雄

参議院議長 河野 謙三殿

北方領土の返還に関する決議

わが国固有の領土である歯舞、色丹及び国後、

択捉等の北方領土の返還は、戦後四半世紀余にわ

たる日本国民の総意であり、悲願である。

よつて政府は、北方領土問題の早期解決をはか

るとともに、日ソ間の恒久平和の基礎を確立する

よう努力すべきである。

右決議する。

〔星野重次君登壇、拍手〕

○星野重次君 ただいま議題となりました自由民

主党、日本社会党、公明党、民社党、日本共産

党、第二院クラブ各会派共同提案にかかる北方領

土の返還に関する決議案につきまして、発議者を

代表して提案の趣旨を御説明いたします。

まず、案文を朗読いたします。

北方領土の返還に関する決議案

わが国固有の領土である歯舞、色丹及び国後、

択捉等の北方領土の返還は、戦後四半世紀余に

わたる日本国民の総意であり、悲願である。

よつて政府は、北方領土問題の早期解決をは

かるとともに、日ソ間の恒久平和の基礎を確立

するよう努力すべきである。

右決議する。

北方領土問題は、戦後四半世紀余にわたり、い

まなお、わが国外交の大きな懸案となっております

が、国民の悲願にこたえてその早期解決をはか

り、日ソ間の恒久平和の基礎を確立すべきである

との見地から、この際、政府に一そうの努力を要

請する旨の決議を行なうことで各会派の間に意見

の一致を見たのであります。

北方領土返還の方途につきましては、各会派の

主張に若干の相違がありました、各会派は、た

だいまお読み申し上げました案文の中にそれぞれ

の主張を織り込むことができた、と判断し、本決議

案の可決成立を期するものであります。

何とぞ御賛同賜わらんことをお願い申し上げます

して、趣旨の説明を終わります。(拍手)

○議長(河野謙三君) これより本案の採決をいた

します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野謙三君) 議員起立と認めます。よつ

て、本案は全会一致をもって可決されました。

(拍手)

ただいまの決議に対し、二階堂国務大臣から発

言を求められました。二階堂国務大臣。

〔国務大臣二階堂進君登壇、拍手〕

○国務大臣(二階堂進君) ただいまの御決議に対

して、所信を申し上げます。

政府は、これまでソ連政府に対し、日ソ関係を

真に安定した基礎の上に発展させるため、両国間

の最大の懸案である北方領土問題を解決して、日

ソ平和条約を締結すべきである旨を一貫して説い

てまいりました。

政府といたしましては、ただいま採択されまし

た御決議の趣旨を体し、これを検討し、来たる十月初旬の總理訪ソに際し、ソ連側最高首脳との話し合いにおいて最大限の努力を払う所存であります。(拍手)

○議長(河野謙三君) 本日はこれにて延会いたします。

午後四時八分延会

出席者は左のとおり。

議員

議長 河野 謙三君
副議長 森 八三三君
議員
塩出 啓典君 喜屋武眞榮君
野末 和彦君 山田 勇君
内田 善利君 藤原 房雄君
栗林 卓司君 藤井 恒男君
青島 幸男君 原田 立君
沢田 実君 中村 利次君

高田 浩運君 上林繁次郎君
矢追 秀彦君 三木 忠雄君
阿部 憲一君 木島 則夫君
萩原幽香子君 玉置 猛夫君
今 春曉君 峯山 昭範君
田代富士男君 柏原 ヤス君
黒柳 明君 松下 正寿君
中沢伊登子君 熊谷太三郎君
中尾 辰義君 渋谷 邦彦君
鈴木 一弘君 宮崎 正義君
田淵 哲也君 高山 恒雄君
温水 三郎君 濱田 幸雄君
山田 徹一君 多田 省吾君
白木義一郎君 小平 芳平君
向井 長年君 村尾 重雄君
小山邦太郎君 中村 登美君
松岡 克由君 斎藤 十朗君
中西 一郎君 君 健男君
細川 護熙君 原 文兵衛君

橋本 繁蔵君 中村 禎二君
棚辺 四郎君 竹内 藤男君
中山 太郎君 永野 鎮雄君
山崎 五郎君 長屋 茂君
若林 正武君 松垣徳太郎君
小林 国司君 久次米健太郎君
亀井 善彰君 長田 裕二君
石本 茂君 佐藤 隆君
林田悠紀夫君 安田 隆明君
源田 実君 二本 謙吾君
丸茂 重貞君 河口 陽一君
玉置 和郎君 山内 一郎君
宮崎 正雄君 木島 義夫君
小笠 公昭君 堀本 宜実君
大森 久司君 白井 勇君
植木 光教君 青木 一男君
植竹 春彦君 木内 四郎君
杉原 荒太君 上原 正吉君
松平 勇雄君 劔木 亨弘君

古池 信三君 塚田十一郎君
重宗 雄三君 鬼丸 勝之君
鈴木 省吾君 大松 博文君
増田 盛君 矢野 登君
志村 愛子君 高橋 邦雄君
柴立 芳文君 古賀雷四郎君
黒住 忠行君 河本嘉久蔵君
初村瀧一郎君 渡辺一太郎君
山崎 竜男君 世耕 政隆君
斎藤 寿夫君 星野 重次君
上田 稔君 高橋雄之助君
菅野 儀作君 佐田 一郎君
佐藤 一郎君 中津井 真君
寺本 広作君 久保田藤麿君
木村 睦男君 柳田桃太郎君
船田 讓君 町村 金五君
橋 直治君 高橋文五郎君
岡本 悟君 徳永 正利君
鹿島 俊雄君 米田 正文君

柴田 栄君	大谷藤之助君	土屋 義彦君	内藤蒼三郎君
大竹平八郎君	江藤 智君	西村 尚治君	松永 忠二君
伊藤 五郎君	平井 太郎君	森中 守義君	西村 関一君
安井 謙君	西田 信二君	林 虎雄君	平島 敏夫君
後藤 義隆君	郡 祐一君	山本 利壽君	山下 春江君
迫水 久常君	吉武 恵市君	中村 英男君	阿具根 登君
塩見 俊二君	鍋島 直紹君	森 元治郎君	山崎 昇君
山本敬三郎君	稲嶺 一郎君	新谷寅三郎君	前田佳都男君
寺下 岩藏君	田 英夫君	増原 恵吉君	田口長治郎君
川野辺 静君	金井 元彦君	八木 一郎君	羽生 三七君
片山 正英君	梶木 又三君	藤原 道子君	鶴園 哲夫君
上田 哲君	工藤 良平君	鈴木 強君	片岡 勝治君
嶋崎 均君	今泉 正三君	辻 一彦君	佐々木静子君
戸田 菊雄君	前川 旦君	須原 昭二君	香脱タケ子君
杉原 一雄君	園田 清充君	小谷 守君	神沢 淨君
山本茂一郎君	藤田 正明君	鈴木美枝子君	宮之原貞光君
平泉 涉君	沢田 政治君	加藤 進君	竹田 四郎君
野々山二三君	大橋 和孝君	安永 英雄君	松本 英一君
杉山善太郎君	楠 正俊君	小笠原貞子君	田中寿美子君

川村 清一君	中村 波男君	文部大臣	奥野 誠亮君
鈴木 力君	森 勝治君	厚生大臣	齋藤 邦吉君
村田 秀三君	塚田 大願君	国務大臣 (国家公安委員 会委員長)	江崎 真澄君
星野 力君	松本 賢一君	国務大臣 (防衛庁長官)	山中 貞則君
小林 武君	瀬谷 英行君	政府委員	
矢山 有作君	西ヶ久保重光君	内閣法制局長官	吉國 一郎君
渡辺 武君	須藤 五郎君	内閣法制局第二 部長	林 信一君
占部 秀男君	横川 正市君	防衛庁人事教育 局長	高瀬 忠雄君
戸叶 武君	小柳 勇君	文部大臣官房審 議官	奥田 真丈君
河田 賢治君	岩間 正男君	文部省大学學術 局長	木田 宏君
加瀬 完君	吉田忠三郎君	文部省管理局長	安嶋 彌君
小野 明君	田中 一君		
成瀬 暢治君	藤田 進君		
秋山 長造君	野坂 参三君		
春日 正一君			

国務大臣

内閣総理大臣 田中 角榮君

外務大臣臨時代理 二階堂 進君

大蔵大臣臨時代理 小坂善太郎君

議長の報告事項

昨二十四日議員加瀬完君外三名から委員会審査省略要求書を付して左の議案が提出された。

内閣総理大臣田中角榮君問責決議案

同日議員から左の議案が撤回された。

内閣総理大臣田中角榮君問責決議案（加瀬完君
外三名発議）

本日議員加瀬完君外三名から委員会審査省略要求
書を付して左の議案が提出された。

内閣総理大臣田中角榮君問責決議案

昭和四十八年九月二十五日 参議院會議録第三十九号

一一一八

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

定価 一部五十円

(送料別)

発行所

東京都港区赤坂表町二番地 郵便番号一〇七
大蔵省印刷局
電話 東京 五八二 四四二(大)